

令和 7 年 2 月 5 日
都市整備政策部建築審査課

建築基準法及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律等の一部改正
に伴う世田谷区手数料条例の一部改正について

1 改正理由

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律等が公布され、令和 7 年 4 月 1 日に建築基準法（昭和 25 年 5 月 24 日法律第 201 号）及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年 7 月 8 日号外法律第 53 号）の一部改正が施行される。これに伴い、世田谷区手数料条例の一部の規定の整備を行う。本件については、総務部より令和 7 年第 1 回定例会に提案する。

2 手数料条例改正に関する法改正内容

- ・ 建築基準法による構造関係規定等の見直し
- ・ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく全ての新築への省エネ基準適合義務化

3 施行予定日

令和 7 年 4 月 1 日

4 添付資料

- （別紙 1）新旧対照表（世田谷区手数料条例別表第 1）
- （別紙 2）新旧対照表（世田谷区手数料条例別表第 2）
- （別紙 3）新旧対照表（世田谷区手数料条例別表第 3）
- （参考資料）法改正概要

改正後					改正前				
○世田谷区手数料条例 平成12年3月13日条例第3号 別表第1（第2条関係）					○世田谷区手数料条例 平成12年3月13日条例第3号 別表第1（第2条関係）				
事務	名称等	額	徴収時期		事務	名称等	額	徴収時期	
1～81の4	(現行の通り)	(現行の通り)	(現行の通り)	(現行の通り)	1～81の4	(略)	(略)	(略)	(略)
82	建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第4項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物に関する確認の申請に対する審査	確認申請手数料	左欄に掲げる床面積の合計に応じ、次に掲げる額（申請に係る計画に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、83の項又は84の項に掲げる額の手数料を加えた額）。ただし、申請に係る計画に同法第6条の3第1項ただし書の規定に基づき、構造計算に関	確認申請のとき。	82	建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第4項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物に関する確認の申請に対する審査	確認申請手数料	左欄に掲げる床面積の合計に応じ、次に掲げる額（申請に係る計画に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、83の項又は84の項に掲げる額の手数料を加えた額）。ただし、申請に係る計画に <u>建築基準法</u> 第6条の3第1項ただし書の規定に基づき、構造計算	確認申請のとき。

1/45

改正後					改正前				
			する高度の専門的知識及び技術を有する者として国土交通省令で定める要件を備える者（以下「特定建築基準適合判定資格者」という。）である建築主事又は建築副主事（以下「建築主事等」という。）が、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第9条の3の規定による特定構造計算基準若しくは特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査又は建築物の計画（同法第20条第1項第4号に掲げる建築物に係るものうち、構造設計一級建築士の構造設計に基づくもの又は当該建築物が						に関する高度の専門的知識及び技術を有する者として国土交通省令で定める要件を備える者（以下「特定建築基準適合判定資格者」という。）である建築主事又は建築副主事（以下「建築主事等」という。）が、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第9条の3の規定による特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査（以下「特定建築基準適合審査」という。）をする部分が含まれる場合においては、当該部分ごとに、次項に定める額を加えた額

2/45

改正後				改正前			
			<p>構造関係規定に適合することを構造設計一級建築士が確認した構造設計に基づくものに限る。)が特定構造計算基準若しくは特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査</p> <p>(以下これらを「特定建築基準適合審査」という。)をする部分が含まれる場合においては、当該部分ごとに、次項に定める額を加えた額</p> <p>(1) 30平方メートル以内のもの</p>				<p>確認申請1件につき、次に掲げる区分に応じて算出した床面積の合計に応じて右欄に定める額</p> <p>(1) 30平方メートル以内のもの</p>

3/45

改正後				改正前			
		イ 建築物を建築する場合 (ロに掲げる場合及び同一敷地内において移転する場合を除く。) 当該建築に係る部分の床面積	<p><u>6,900</u>円</p> <p>(2) 30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの</p> <p><u>13,000</u>円</p> <p>(3) 100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの</p>			イ 建築物を建築する場合 (ロに掲げる場合及び同一敷地内において移転する場合を除く。) 当該建築に係る部分の床面積	<p><u>5,600</u>円</p> <p>(2) 30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの</p> <p><u>9,400</u>円</p> <p>(3) 100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの</p>
		ロ 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建	<p><u>21,000</u>円</p> <p>(4) 200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの</p>			ロ 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建	<p><u>14,000</u>円</p> <p>(4) 200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの</p>

4/45

改正後				改正前			
		築する場合（同一敷地内において移転する場合を除く。） 当該計画の変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積 （床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）	25,000円 (5) 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 35,000円			築する場合（同一敷地内において移転する場合を除く。） 当該計画の変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積 （床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）	19,000円 (5) 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 35,000円
		ハ 建築物	(6) 1,000平方			ハ 建築物	(6) 1,000平方

5/45

改正後				改正前			
		を同一敷地内において移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の様替をし、又はその用途を変更する場合（二に掲げる場合を除く。） 当該移転、修繕若しくは模様替又は用途の変更に係る部分の床面積に2分の1を	メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 49,000円 (7) 2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 146,000円			を同一敷地内において移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の様替をし、又はその用途を変更する場合（二に掲げる場合を除く。） 当該移転、修繕若しくは模様替又は用途の変更に係る部分の床面積に2分の1を	メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 49,000円 (7) 2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 146,000円

6/45

改正後					改正前				
		乗じて 得た面 積					乗じて 得た面 積		
		ニ 確認を 受けた建 築物の計 画の変更 をして建 築物を同 一敷地内 において 移転し、 その大規 模の修繕 若しくは 大規模の 模様替を し、又は その用途 を変更す る場合	(8) 10,000平 方メートルを 超え、50,000 平方メートル 以内のもの 249,000円				ニ 確認を 受けた建 築物の計 画の変更 をして建 築物を同 一敷地内 において 移転し、 その大規 模の修繕 若しくは 大規模の 模様替を し、又は その用途 を変更す る場合	(8) 10,000平 方メートルを 超え、50,000 平方メートル 以内のもの 249,000円	
		当該計 画の変 更に係 る部分 の床面 積に2 分の1	(9) 50,000平 方メートルを 超えるもの 474,000円				当該計 画の変 更に係 る部分 の床面 積に2 分の1	(9) 50,000平 方メートルを 超えるもの 474,000円	

7/45

改正後					改正前				
		を乗じ て得た 面積					を乗じ て得た 面積		
82の 2	建築基準法第 6条第4項の 規定に基づく 建築物に関す る確認の申請 に対する審査 に係る特定建 築基準適合審 査	特定建築基準 適合審査手数 料	特定建築基準適合 審査をする部分の 床面積に応じ、次 に掲げる額 (1) 1,000平方 メートル以内 のもの 156,000円 (2) 1,000平方 メートルを超 え、2,000平方 メートル以内 のもの 209,000円 (3) 2,000平方 メートルを超 え、10,000平 方メートル以 内のもの 240,000円 (4) 10,000平 方メートルを 超え、50,000 平方メートル 以内のもの	確認申 請のと き。	82の 2	建築基準法第 6条第4項の 規定に基づく 建築物に関す る確認の申請 に対する審査 に係る特定建 築基準適合審 査	特定建築基準 適合審査手数 料	特定建築基準適合 審査をする部分の 床面積に応じ、次 に掲げる額 (1) 1,000平方 メートル以内 のもの 156,000円 (2) 1,000平方 メートルを超 え、2,000平方 メートル以内 のもの 209,000円 (3) 2,000平方 メートルを超 え、10,000平 方メートル以 内のもの 240,000円 (4) 10,000平 方メートルを 超え、50,000 平方メートル 以内のもの	確認申 請のと き。

8/45

改正後					改正前				
			319,000円 (5) 50,000平方メートルを超えるもの 587,000円				319,000円 (5) 50,000平方メートルを超えるもの 587,000円		
83	建築基準法第6条第4項の規定に基づく昇降機（同法第87条の4に規定するものに限る。）に関する確認又は同法第87条の4において準用する同法第6条第4項の規定に基づく建築設備に関する確認（建築設備を設置する場合（次項に掲げる場合を除く。）に係るものに限る。）の申請に対する審査	建築設備の設置に関する確認申請手数料 イ 昇降機（小荷物専用昇降機を除く。） ロ 小荷物専用昇降機 ハ イ及びロ以外の建築設備	9,600円 4,300円 9,600円	確認申請のとき。	83	建築基準法第6条第4項の規定に基づく昇降機（同法第87条の4に規定するものに限る。）に関する確認又は同法第87条の4において準用する同法第6条第4項の規定に基づく建築設備に関する確認（建築設備を設置する場合（次項に掲げる場合を除く。）に係るものに限る。）の申請に対する審査	建築設備の設置に関する確認申請手数料 イ 昇降機（小荷物専用昇降機を除く。） ロ 小荷物専用昇降機 ハ イ及びロ以外の建築設備	9,600円 4,300円 9,600円	確認申請のとき。

9/45

改正後					改正前				
84	建築基準法第6条第4項の規定に基づく昇降機（同法第87条の4に規定するものに限る。）に関する確認又は同法第87条の4において準用する同法第6条第4項の規定に基づく建築設備に関する確認（確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合に係るものに限る。）の申請に対する審査	確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合に関する確認申請手数料 イ 昇降機（小荷物専用昇降機を除く。） ロ 小荷物専用昇降機 ハ イ及びロ以外の建築設備	5,400円 3,300円 5,400円	確認申請のとき。	84	建築基準法第6条第4項の規定に基づく昇降機（同法第87条の4に規定するものに限る。）に関する確認又は同法第87条の4において準用する同法第6条第4項の規定に基づく建築設備に関する確認（確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合に係るものに限る。）の申請に対する審査	確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合に関する確認申請手数料 イ 昇降機（小荷物専用昇降機を除く。） ロ 小荷物専用昇降機 ハ イ及びロ以外の建築設備	5,400円 3,300円 5,400円	確認申請のとき。
85	建築基準法第88条第1項又は第2項において準用する	工作物の築造に関する確認申請手数料	8,500円	確認申請のとき。	85	建築基準法第88条第1項又は第2項において準用する	工作物の築造に関する確認申請手数料	8,500円	確認申請のとき。

10/45

改正後					改正前				
	同法第6条第4項の規定に基づく工作物に関する確認（工作物を築造する場合（次項に掲げる場合を除く。）に係るものに限る。）の申請に対する審査					同法第6条第4項の規定に基づく工作物に関する確認（工作物を築造する場合（次項に掲げる場合を除く。）に係るものに限る。）の申請に対する審査			
86	建築基準法第88条第1項又は第2項において準用する同法第6条第4項の規定に基づく工作物に関する確認（確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合に係るものに限る。）の申請に対する審査	確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合に関する確認申請手数料	4,300円	確認申請のとき。	86	建築基準法第88条第1項又は第2項において準用する同法第6条第4項の規定に基づく工作物に関する確認（確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合に係るものに限る。）の申請に対する審査	確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合に関する確認申請手数料	4,300円	確認申請のとき。

11/45

改正後					改正前				
87	建築基準法第7条第4項の規定に基づく建築物に関する完了検査（90の項に掲げる場合を除く。）の申請に対する審査	完了検査申請手数料	左欄に掲げる床面積の合計に応じ、次に掲げる額（申請に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、次項又は91の項に掲げる額の手数料を加えた額）	検査申請のとき。	87	建築基準法第7条第4項の規定に基づく建築物に関する完了検査（90の項に掲げる場合を除く。）の申請に対する審査	完了検査申請手数料	左欄に掲げる床面積の合計に応じ、次に掲げる額（申請に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、次項又は91の項に掲げる額の手数料を加えた額）	検査申請のとき。
		完了検査申請1件につき、次に掲げる区分に応じて算出した床面積の合計に応じて右欄に定める額	(1) 30平方メートル以内のもの <u>15,000円</u>				完了検査申請1件につき、次に掲げる区分に応じて算出した床面積の合計に応じて右欄に定める額	(1) 30平方メートル以内のもの <u>11,000円</u>	
		イ 建築物を建築した場合（同一敷地内において移転した場合	(2) 30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの <u>17,000円</u>				イ 建築物を建築した場合（同一敷地内において移転した場合	(2) 30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの <u>12,000円</u>	

12/45

改正後					改正前				
		を除く。) 当該建築に係る部分の床面積	(3) 100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの <u>25,000</u> 円				を除く。) 当該建築に係る部分の床面積	(3) 100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの <u>16,000</u> 円	
		ロ 建築物を同一敷地内において移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合	(4) 200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの <u>31,000</u> 円				ロ 建築物を同一敷地内において移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合	(4) 200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの <u>23,000</u> 円	
		当該移転又は修繕若しくは模様替に係る部分の床面積に2分	(5) 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 37,000円				当該移転又は修繕若しくは模様替に係る部分の床面積に2分	(5) 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 37,000円	
			(6) 1,000平方メートルを超え、2,000平方					(6) 1,000平方メートルを超え、2,000平方	

13/45

改正後					改正前				
		の1を乗じて得た面積	メートル以内のもの 52,000円				の1を乗じて得た面積	メートル以内のもの 52,000円	
			(7) 2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 124,000円					(7) 2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 124,000円	
			(8) 10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの 199,000円					(8) 10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの 199,000円	
			(9) 50,000平方メートルを超えるもの 396,000円					(9) 50,000平方メートルを超えるもの 396,000円	
88	建築基準法第7条第4項の規定に基づく昇降機（同法第87条の4に規定するもの	建築設備の設置に関する完了検査申請手数料 イ 昇降機（小荷物	13,000円	検査申請のとき。	88	建築基準法第7条第4項の規定に基づく昇降機（同法第87条の4に規定するもの	建築設備の設置に関する完了検査申請手数料 イ 昇降機（小荷物	13,000円	検査申請のとき。

14/45

改正後					改正前					
	に限る。)に関する完了検査又は同法第87条の4において準用する同法第7条第4項の規定に基づく建築設備に関する完了検査(91の項に掲げる場合を除く。)の申請に対する審査	専用昇降機を除く。)ロ 小荷物専用昇降機 ハ イ及びロ以外の建築設備	8,600円 13,000円			に限る。)に関する完了検査又は同法第87条の4において準用する同法第7条第4項の規定に基づく建築設備に関する完了検査(91の項に掲げる場合を除く。)の申請に対する審査	専用昇降機を除く。)ロ 小荷物専用昇降機 ハ イ及びロ以外の建築設備	8,600円 13,000円		
89	建築基準法第88条第1項又は第2項において準用する同法第7条第4項の規定に基づく工作物に関する完了検査の申請に対する審査	工作物の築造に関する完了検査申請手数料	9,600円	検査申請のとき。	89	建築基準法第88条第1項又は第2項において準用する同法第7条第4項の規定に基づく工作物に関する完了検査の申請に対する審査	工作物の築造に関する完了検査申請手数料	9,600円	検査申請のとき。	
90	建築基準法第7条第4項の規定に基づく建築物に関する	中間検査を受けた建築物の完了検査申請手数料	左欄に掲げる床面積の合計に応じ、次に掲げる額(申請に建築基準法第	検査申請のとき。	90	建築基準法第7条第4項の規定に基づく建築物に関する	中間検査を受けた建築物の完了検査申請手数料	左欄に掲げる床面積の合計に応じ、次に掲げる額(申請に建築基準法第	検査申請のとき。	

15/45

改正後					改正前					
	る完了検査の申請(当該申請が同法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物についてされるものである場合に限る。次項において同じ。)に対する審査	完了検査申請1件につき、次に掲げる区分に応じて算出した床面積の合計に応じて右欄に定める額 イ 建築物を建築した場合(同一敷地内において移転した場合を除く。)当該建築に係	87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、88の項又は次項に掲げる額の手数を加えた額 (1) 30平方メートル以内のもの <u>12,000円</u> (2) 30平方メートルを超			る完了検査の申請(当該申請が同法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物についてされるものである場合に限る。次項において同じ。)に対する審査	完了検査申請1件につき、次に掲げる区分に応じて算出した床面積の合計に応じて右欄に定める額 イ 建築物を建築した場合(同一敷地内において移転した場合を除く。)当該建築に係	87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、88の項又は次項に掲げる額の手数を加えた額 (1) 30平方メートル以内のもの <u>9,900円</u> (2) 30平方メートルを超		

16/45

改正後					改正前				
			る部分 の床面 積	え、100平方メ ートル以内の もの <u>16,000</u> 円				る部分 の床面 積	え、100平方メ ートル以内の もの <u>11,000</u> 円
			ロ 建築物 を同一敷 地内にお いて移転 し、又は その大規 模の修繕 若しくは 大規模の 模様替を した場合 当該移 転又は 修繕若 しくは 模様替 に係る 部分の 床面積 に2分 の1を 乗じて 得た面 積	(3) 100平方メ ートルを超 え、200平方メ ートル以内の もの <u>23,000</u> 円				ロ 建築物 を同一敷 地内にお いて移転 し、又は その大規 模の修繕 若しくは 大規模の 模様替を した場合 当該移 転又は 修繕若 しくは 模様替 に係る 部分の 床面積 に2分 の1を 乗じて 得た面 積	(3) 100平方メ ートルを超 え、200平方メ ートル以内の もの <u>15,000</u> 円
				(4) 200平方メ ートルを超 え、500平方メ ートル以内の もの <u>29,000</u> 円					(4) 200平方メ ートルを超 え、500平方メ ートル以内の もの <u>21,000</u> 円
				(5) 500平方メ ートルを超					(5) 500平方メ ートルを超

17/45

改正後					改正前				
				え、1,000平方 メートル以内 のもの 36,000円				え、1,000平方 メートル以内 のもの 36,000円	
				(6) 1,000平方 メートルを超 え、2,000平方 メートル以内 のもの 49,000円				(6) 1,000平方 メートルを超 え、2,000平方 メートル以内 のもの 49,000円	
				(7) 2,000平方 メートルを超 え、10,000平 方メートル以 内のもの 115,000 円				(7) 2,000平方 メートルを超 え、10,000平 方メートル以 内のもの 115,000 円	
				(8) 10,000平 方メートルを 超え、50,000 平方メートル 以内のもの 186,000 円				(8) 10,000平 方メートルを 超え、50,000 平方メートル 以内のもの 186,000 円	
				(9) 50,000平 方メートルを 超えるもの 383,000				(9) 50,000平 方メートルを 超えるもの 383,000	

18/45

改正後					改正前					
				円					円	
91	建築基準法第7条第4項の規定に基づく昇降機（同法第87条の4に規定するものに限る。）に関する完了検査の申請に対する審査	中間検査を受けた昇降機に関する完了検査申請手数料 イ 昇降機（小荷物専用昇降機を除く。） ロ 小荷物専用昇降機		13,000円 8,400円	検査申請のとき。	91	建築基準法第7条第4項の規定に基づく昇降機（同法第87条の4に規定するものに限る。）に関する完了検査の申請に対する審査	中間検査を受けた昇降機に関する完了検査申請手数料 イ 昇降機（小荷物専用昇降機を除く。） ロ 小荷物専用昇降機	13,000円 8,400円	検査申請のとき。
92	建築基準法第7条の3第4項の規定に基づく建築物に関する中間検査の申請に対する審査	建築物に関する中間検査申請手数料	中間検査申請1件につき、中間検査を行う部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額（申請に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、次項に掲げる額の手数料を加えた額） (1) 30平方メ	検査申請のとき。	92	建築基準法第7条の3第4項の規定に基づく建築物に関する中間検査の申請に対する審査	建築物に関する中間検査申請手数料	中間検査申請1件につき、中間検査を行う部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額（申請に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、次項に掲げる額の手数料を加えた額） (1) 30平方メ	検査申請のとき。	

改正後					改正前					
			一トル以内のもの 9,900円 (2) 30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの 11,000円 (3) 100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの 15,000円 (4) 200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 21,000円 (5) 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 34,000円 (6) 1,000平方					一トル以内のもの 9,900円 (2) 30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの 11,000円 (3) 100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの 15,000円 (4) 200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 21,000円 (5) 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 34,000円 (6) 1,000平方		

改正後					改正前				
			メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 46,000円 (7) 2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 104,000円 (8) 10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの 167,000円 (9) 50,000平方メートルを超えるもの 341,000円				メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 46,000円 (7) 2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 104,000円 (8) 10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの 167,000円 (9) 50,000平方メートルを超えるもの 341,000円		
93	建築基準法第7条の3第4項の規定に基づく昇降機	建築設備に関する中間検査申請手数料 イ 昇降機	12,000円	検査申請のとき。	93	建築基準法第7条の3第4項の規定に基づく昇降機	建築設備に関する中間検査申請手数料 イ 昇降機	12,000円	検査申請のとき。

21/45

改正後					改正前				
	(同法第87条の4に規定するものに限る。)に関する中間検査又は同法第87条の4において準用する同法第7条の3第4項の規定に基づく建築設備に関する中間検査の申請に対する審査	(小荷物専用昇降機を除く。)ロ 小荷物専用昇降機 ハ イ及びロ以外の建築設備	8,300円 12,000円			(同法第87条の4に規定するものに限る。)に関する中間検査又は同法第87条の4において準用する同法第7条の3第4項の規定に基づく建築設備に関する中間検査の申請に対する審査	(小荷物専用昇降機を除く。)ロ 小荷物専用昇降機 ハ イ及びロ以外の建築設備	8,300円 12,000円	
94	建築基準法第88条第1項において準用する同法第7条の3第4項の規定に基づく工作物に関する中間検査の申請に対する審査	工作物に関する中間検査申請手数料	9,100円	検査申請のとき。	94	建築基準法第88条第1項において準用する同法第7条の3第4項の規定に基づく工作物に関する中間検査の申請に対する審査	工作物に関する中間検査申請手数料	9,100円	検査申請のとき。
95	建築基準法第7条の6第1項第1号又は第2号(同法	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用	126,000円	認定申請のとき。	95	建築基準法第7条の6第1項第1号又は第2号(同法	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用	126,000円	認定申請のとき。

22/45

改正後					改正前					
		第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査	認定申請手数料				第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査	認定申請手数料		
95の2	建築基準法第18条第3項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物に関する計画の通知に対する審査	計画通知手数料	左欄に掲げる床面積の合計に応じ、次に掲げる額(通知に係る計画に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基については、95の4の項又は95の5の項に掲げる額の手数料を加えた額)。ただし、通知に係る計画に建築基準法第18条第5項ただし書の規定に基づき、特定	計画通知のとき。	95の2	建築基準法第18条第3項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物に関する計画の通知に対する審査	計画通知手数料	左欄に掲げる床面積の合計に応じ、次に掲げる額(通知に係る計画に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基については、95の4の項又は95の5の項に掲げる額の手数料を加えた額)。ただし、通知に係る計画に建築基準法第18条第4項ただし書の規定に基づき、特定	計画通知のとき。	

改正後					改正前					
			建築基準適合判定資格者である建築主事等が、特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては、当該部分ごとに、次項に定める額を加えた額				建築基準適合判定資格者である建築主事等が、特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては、当該部分ごとに、次項に定める額を加えた額			
		計画通知1件につき、次に掲げる区分に応じて算出した床面積の合計に応じて右欄に定める額	(1) 30平方メートル以内のもの				計画通知1件につき、次に掲げる区分に応じて算出した床面積の合計に応じて右欄に定める額	(1) 30平方メートル以内のもの		
		イ 建築物を建築する場合(ロに掲げる場合及び同一敷地内において移転する場合を除	6,900円				イ 建築物を建築する場合(ロに掲げる場合及び同一敷地内において移転する場合を除	5,600円		

改正後					改正前				
			く。) 当該建築に係る部分の床面積	(2) 30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの				く。) 当該建築に係る部分の床面積	(2) 30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの
			ロ 適合することを認められた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合 (同一敷地内において移転する場合を除く。)	<u>13,000</u> 円				ロ 適合することを認められた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合 (同一敷地内において移転する場合を除く。)	<u>9,400</u> 円
			当該計画の変更に係る部分の床面積に2分の1	(3) 100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの				当該計画の変更に係る部分の床面積に2分の1	(3) 100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの

25/45

改正後					改正前				
			を乗じて得た面積 (床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)					を乗じて得た面積 (床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)	
			ハ 建築物を同一敷地内において移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の様替をし、又はその用途を変更する場合 (二に掲げる場	<u>21,000</u> 円				ハ 建築物を同一敷地内において移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の様替をし、又はその用途を変更する場合 (二に掲げる場	<u>14,000</u> 円

26/45

改正後					改正前				
		合を除く。) 当該移転、修繕若しくは模様替又は用途の変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積	(4) 200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの				合を除く。) 当該移転、修繕若しくは模様替又は用途の変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積	(4) 200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	
		ニ 適合することを認められた建築物の計画の変更をして建築物を同一敷地内において移転し、その	<u>25,000</u> 円				ニ 適合することを認められた建築物の計画の変更をして建築物を同一敷地内において移転し、その	<u>19,000</u> 円	

27/45

改正後					改正前				
		大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合	(5) 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの				大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合	(5) 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	
		当該計画の変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積	35,000円				当該計画の変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積	35,000円	
			(6) 1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの				(6) 1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの		
			49,000円				(7) 2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの		
			(7) 2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの				(7) 2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの		
			146,000円				(8) 10,000平方メートル以内のもの		
			(8) 10,000平方メートル以内のもの				(8) 10,000平方メートル以内のもの		

28/45

改正後					改正前				
			方メートルを 超え、50,000 平方メートル 以内のもの 249,000円 (9) 50,000平 方メートルを 超えるもの 474,000円				方メートルを 超え、50,000 平方メートル 以内のもの 249,000円 (9) 50,000平 方メートルを 超えるもの 474,000円		
95の 3	建築基準法第 18条第3項の 規定に基づく 建築物に関す る計画の通知 に対する審査 に係る特定建 築基準適合審 査	特定建築基準 適合審査手数 料	特定建築基準適合 審査をする部分の 床面積に応じ、次 に掲げる額 (1) 1,000平方 メートル以内 のもの 156,000円 (2) 1,000平方 メートルを超 え、2,000平方 メートル以内 のもの 209,000円 (3) 2,000平方 メートルを超 え、10,000平 方メートル以 内のもの	計画通 知のと き。	95の 3	建築基準法第 18条第3項の 規定に基づく 建築物に関す る計画の通知 に対する審査 に係る特定建 築基準適合審 査	特定建築基準 適合審査手数 料	特定建築基準適合 審査をする部分の 床面積に応じ、次 に掲げる額 (1) 1,000平方 メートル以内 のもの 156,000円 (2) 1,000平方 メートルを超 え、2,000平方 メートル以内 のもの 209,000円 (3) 2,000平方 メートルを超 え、10,000平 方メートル以 内のもの	計画通 知のと き。

29/45

改正後					改正前				
			240,000円 (4) 10,000平 方メートルを 超え、50,000 平方メートル 以内のもの 319,000円 (5) 50,000平 方メートルを 超えるもの 587,000円				240,000円 (4) 10,000平 方メートルを 超え、50,000 平方メートル 以内のもの 319,000円 (5) 50,000平 方メートルを 超えるもの 587,000円		
95の 4	建築基準法第 18条第3項の 規定に基づく 昇降機（同法 第87条の4に 規定するもの に限る。）に 関する計画又 は同法第87条 の4において 準用する同法 第18条第3項 の規定に基づ く建築設備に 関する計画 （建築設備を 設置する場合	建築設備の設 置に関する計 画通知手数料 イ 昇降機 （小荷物 専用昇降 機を除 く。） ロ 小荷物 専用昇降 機 ハ イ及び ロ以外の 建築設備	9,600円 4,300円 9,600円	計画通 知のと き。	95の 4	建築基準法第 18条第3項の 規定に基づく 昇降機（同法 第87条の4に 規定するもの に限る。）に 関する計画又 は同法第87条 の4において 準用する同法 第18条第3項 の規定に基づ く建築設備に 関する計画 （建築設備を 設置する場合	建築設備の設 置に関する計 画通知手数料 イ 昇降機 （小荷物 専用昇降 機を除 く。） ロ 小荷物 専用昇降 機 ハ イ及び ロ以外の 建築設備	9,600円 4,300円 9,600円	計画通 知のと き。

30/45

改正後					改正前				
		(次項に掲げる場合を除く。)に係るものに限る。)の通知に対する審査					(次項に掲げる場合を除く。)に係るものに限る。)の通知に対する審査		
95の5	建築基準法第18条第3項の規定に基づく昇降機(同法第87条の4に規定するものに限る。)に関する計画又は同法第87条の4において準用する同法第18条第3項の規定に基づく建築設備に関する計画(適合することを認められた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合に係るもの	適合することを認められた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合に関する計画通知手数料 イ 昇降機(小荷物専用昇降機を除く。) ロ 小荷物専用昇降機 ハ イ及びロ以外の建築設備	5,400円 3,300円 5,400円	計画通知のとき。	95の5	建築基準法第18条第3項の規定に基づく昇降機(同法第87条の4に規定するものに限る。)に関する計画又は同法第87条の4において準用する同法第18条第3項の規定に基づく建築設備に関する計画(適合することを認められた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合に係るもの	適合することを認められた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合に関する計画通知手数料 イ 昇降機(小荷物専用昇降機を除く。) ロ 小荷物専用昇降機 ハ イ及びロ以外の建築設備	5,400円 3,300円 5,400円	計画通知のとき。

31/45

改正後					改正前				
		に限る。)の通知に対する審査					に限る。)の通知に対する審査		
95の6	建築基準法第88条第1項又は第2項において準用する同法第18条第3項の規定に基づく工作物に関する計画(工作物を築造する場合(次項に掲げる場合を除く。)に係るものに限る。)の通知に対する審査	工作物の築造に関する計画通知手数料	8,500円	計画通知のとき。	95の6	建築基準法第88条第1項又は第2項において準用する同法第18条第3項の規定に基づく工作物に関する計画(工作物を築造する場合(次項に掲げる場合を除く。)に係るものに限る。)の通知に対する審査	工作物の築造に関する計画通知手数料	8,500円	計画通知のとき。
95の7	建築基準法第88条第1項又は第2項において準用する同法第18条第3項の規定に基づく工作物に関する計画(適合するこ	適合することを認められた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合に関する計画通知手数料	4,300円	計画通知のとき。	95の7	建築基準法第88条第1項又は第2項において準用する同法第18条第3項の規定に基づく工作物に関する計画(適合するこ	適合することを認められた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合に関する計画通知手数料	4,300円	計画通知のとき。

32/45

改正後					改正前				
		とを認められた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合に係るものに限る。)の通知に対する審査					とを認められた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合に係るものに限る。)の通知に対する審査		
95の8	建築基準法第18条第21項の規定に基づく建築物に関する工事の完了(95の11の項に掲げる場合を除く。)の通知に対する審査	完了通知手数料	左欄に掲げる床面積の合計に応じ、次に掲げる額(通知に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、次項又は95の12の項に掲げる額の手数料を加えた額)	完了通知のとき。	95の8	建築基準法第18条第17項の規定に基づく建築物に関する工事の完了(95の11の項に掲げる場合を除く。)の通知に対する審査	完了通知手数料	左欄に掲げる床面積の合計に応じ、次に掲げる額(通知に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、次項又は95の12の項に掲げる額の手数料を加えた額)	完了通知のとき。
		完了通知1件につき、次に掲げる区分に応じた床面積の合計に応じて	(1) 30平方メートル以内のもの				完了通知1件につき、次に掲げる区分に応じた床面積の合計に応じて	(1) 30平方メートル以内のもの	

改正後					改正前				
		右欄に定める額					右欄に定める額		
		イ 建築物を建築した場合(同一敷地内において移転した場合を除く。)	<u>15,000</u> 円			イ 建築物を建築した場合(同一敷地内において移転した場合を除く。)	<u>11,000</u> 円		
		当該建築に係る部分の床面積	(2) 30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの			当該建築に係る部分の床面積	(2) 30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの		
		ロ 建築物を同一敷地内において移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合	<u>17,000</u> 円			ロ 建築物を同一敷地内において移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合	<u>12,000</u> 円		
		当該移	(3) 100平方メ			当該移	(3) 100平方メ		

改正後					改正前				
			転又は修繕若しくは模様替に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積 一トルを超え、200平方メートル以内のもの 25,000円 (4) 200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 31,000円 (5) 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 37,000円 (6) 1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 52,000円 (7) 2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの				転又は修繕若しくは模様替に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積 一トルを超え、200平方メートル以内のもの 16,000円 (4) 200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 23,000円 (5) 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 37,000円 (6) 1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 52,000円 (7) 2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの		

改正後					改正前				
			124,000円 (8) 10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの 199,000円 (9) 50,000平方メートルを超えるもの 396,000円				124,000円 (8) 10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの 199,000円 (9) 50,000平方メートルを超えるもの 396,000円		
95の9	建築基準法第18条第21項の規定に基づく昇降機（同法第87条の4に規定するものに限る。）に関する工事の完了又は同法第87条の4において準用する同法第18条第21項の規定に基づく建築	建築設備の設置に関する完了通知手数料 イ 昇降機（小荷物専用昇降機を除く。） ロ 小荷物専用昇降機 ハ イ及びロ以外の建築設備	13,000円 8,600円 13,000円	完了通知のとき。	95の9	建築基準法第18条第17項の規定に基づく昇降機（同法第87条の4に規定するものに限る。）に関する工事の完了又は同法第87条の4において準用する同法第18条第17項の規定に基づく建築	建築設備の設置に関する完了通知手数料 イ 昇降機（小荷物専用昇降機を除く。） ロ 小荷物専用昇降機 ハ イ及びロ以外の建築設備	13,000円 8,600円 13,000円	完了通知のとき。

改正後					改正前				
	設備に関する工事の完了 (95の11の項に掲げる場合を除く。)の通知に対する審査					設備に関する工事の完了 (95の11の項に掲げる場合を除く。)の通知に対する審査			
95の10	建築基準法第88条第1項又は第2項において準用する同法第18条第21項の規定に基づく工作物に関する工事の完了の通知に対する審査	工作物の築造に関する完了通知手数料	9,600円	完了通知のとき。	95の10	建築基準法第88条第1項又は第2項において準用する同法第18条第17項の規定に基づく工作物に関する工事の完了の通知に対する審査	工作物の築造に関する完了通知手数料	9,600円	完了通知のとき。
95の11	建築基準法第18条第21項の規定に基づく建築物に関する工事の完了の通知(当該通知が同法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物についてされ	中間検査を受けた建築物の完了通知手数料	左欄に掲げる床面積の合計に応じ、次に掲げる額(通知に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、95の9の項又は次項に掲げる額	完了通知のとき。	95の11	建築基準法第18条第17項の規定に基づく建築物に関する工事の完了の通知(当該通知が同法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物についてされ	中間検査を受けた建築物の完了通知手数料	左欄に掲げる床面積の合計に応じ、次に掲げる額(通知に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、95の9の項又は次項に掲げる額	完了通知のとき。

37/45

改正後					改正前				
	るものである場合に限る。次項において同じ。)に対する審査	完了通知1件につき、次に掲げる区分に応じて算出した床面積の合計に応じて右欄に定める額	の手数料を加えた額) (1) 30平方メートル以内のもの イ 建築物を建築した場合(同一敷地内において移転した場合を除く。) 当該建築に係る部分の床面積 ロ 建築物を同一敷地内にお			るものである場合に限る。次項において同じ。)に対する審査	完了通知1件につき、次に掲げる区分に応じて算出した床面積の合計に応じて右欄に定める額	の手数料を加えた額) (1) 30平方メートル以内のもの イ 建築物を建築した場合(同一敷地内において移転した場合を除く。) 当該建築に係る部分の床面積 ロ 建築物を同一敷地内にお	
			12,000円					9,900円	
			16,000円					11,000円	

38/45

改正後					改正前				
		いて移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合	(3) 100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの 23,000円				いて移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合	(3) 100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの 15,000円	
		当該移転又は修繕若しくは模様替に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積	(4) 200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 29,000円				当該移転又は修繕若しくは模様替に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積	(4) 200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 21,000円	
			(5) 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 36,000円				(5) 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 36,000円		
			(6) 1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 49,000円				(6) 1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 49,000円		

39/45

改正後					改正前				
			え、2,000平方メートル以内のもの 49,000円				え、2,000平方メートル以内のもの 49,000円		
			(7) 2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 115,000円				(7) 2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 115,000円		
			(8) 10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの 186,000円				(8) 10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの 186,000円		
			(9) 50,000平方メートルを超えるもの 383,000円				(9) 50,000平方メートルを超えるもの 383,000円		
95の12	建築基準法第18条第21項の規定に基づく昇降機（同法第87条の4に	中間検査を受けた昇降機に関する完了通知手数料 イ 昇降機		完了通知のとき。 13,000円	95の12	建築基準法第18条第17項の規定に基づく昇降機（同法第87条の4に	中間検査を受けた昇降機に関する完了通知手数料 イ 昇降機		完了通知のとき。 13,000円

40/45

改正後					改正前					
		規定するものに限る。)に関する工事の完了の通知に対する審査	(小荷物専用昇降機を除く。)ロ 小荷物専用昇降機	8,400円			規定するものに限る。)に関する工事の完了の通知に対する審査	(小荷物専用昇降機を除く。)ロ 小荷物専用昇降機	8,400円	
95の13	建築基準法第18条第29項の規定に基づく建築物に関する中間検査の通知に対する審査	建築物に関する中間検査通知手数料	中間検査通知1件につき、中間検査を行う部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額(通知に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、次項に掲げる額の手数料を加えた額) (1) 30平方メートル以内のもの 9,900円 (2) 30平方メートルを超え、100平方メ	検査通知のとき。	95の13	建築基準法第18条第20項の規定に基づく建築物に関する中間検査の通知に対する審査	建築物に関する中間検査通知手数料	中間検査通知1件につき、中間検査を行う部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額(通知に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、次項に掲げる額の手数料を加えた額) (1) 30平方メートル以内のもの 9,900円 (2) 30平方メートルを超え、100平方メ	検査通知のとき。	

41/45

改正後					改正前				
			11,000円 (3) 100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの 15,000円 (4) 200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 21,000円 (5) 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 34,000円 (6) 1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 46,000円 (7) 2,000平方					11,000円 (3) 100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの 15,000円 (4) 200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 21,000円 (5) 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 34,000円 (6) 1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 46,000円 (7) 2,000平方	

42/45

改正後					改正前				
			メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 104,000円 (8) 10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの 167,000円 (9) 50,000平方メートルを超えるもの 341,000円				メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 104,000円 (8) 10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの 167,000円 (9) 50,000平方メートルを超えるもの 341,000円		
95の14	建築基準法第18条第29項の規定に基づく昇降機（同法第87条の4に規定するものに限る。）に関する中間検査又は同法第87条の4にお	建築設備に関する中間検査通知手数料 イ 昇降機（小荷物専用昇降機を除く。） ロ 小荷物専用昇降	12,000円 8,300円	検査通知のとき。	95の14	建築基準法第18条第20項の規定に基づく昇降機（同法第87条の4に規定するものに限る。）に関する中間検査又は同法第87条の4にお	建築設備に関する中間検査通知手数料 イ 昇降機（小荷物専用昇降機を除く。） ロ 小荷物専用昇降	12,000円 8,300円	検査通知のとき。

43/45

改正後					改正前				
		いて準用する同法第18条第29項の規定に基づく建築設備に関する中間検査の通知に対する審査	機 ハ イ及び ロ以外の 建築設備	12,000円			いて準用する同法第18条第20項の規定に基づく建築設備に関する中間検査の通知に対する審査	機 ハ イ及び ロ以外の 建築設備	12,000円
95の15	建築基準法第88条第1項において準用する同法第18条第29項の規定に基づく工作物に関する中間検査の通知に対する審査	工作物に関する中間検査通知手数料	9,100円	検査通知のとき。	95の15	建築基準法第88条第1項において準用する同法第18条第20項の規定に基づく工作物に関する中間検査の通知に対する審査	工作物に関する中間検査通知手数料	9,100円	検査通知のとき。
95の16	建築基準法第18条第38項第1号又は第2号（同法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の認定の申	検査済証の交付を受ける前における国等の建築物等の仮使用認定申請手数料	126,000円	認定申請のとき。	95の16	建築基準法第18条第24項第1号又は第2号（同法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の認定の申	検査済証の交付を受ける前における国等の建築物等の仮使用認定申請手数料	126,000円	認定申請のとき。

44/45

改正後					改正前				
	請に対する審査					請に対する審査			
95の17～138	(現行の通り)	(現行の通り)	(現行の通り)	(現行の通り)	95の17～138	(略)	(略)	(略)	(略)

改正後				改正前			
○世田谷区手数料条例 平成12年3月13日条例第3号 別表第2（第2条関係）				○世田谷区手数料条例 平成12年3月13日条例第3号 別表第2（第2条関係）			
事務	名称及び額	徴収時期		事務	名称及び額	徴収時期	
第1 都市の低炭素化の促進に関する法律第84号	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の額は、次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、1の建築物について別表第1の95の2の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとと同表の95の3の項に掲げる額の手数料を、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表の95の4の項又は95の5の項に掲げる額の手数料を加えた額）の手数料を加えた額）	認定申請のとき。		第1 都市の低炭素化の促進に関する法律第84号	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の額は、次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、1の建築物について別表第1の95の2の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとと同表の82の2の項に掲げる額の手数料を、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表の95の4の項又は95の5の項に掲げる額の手数料を加えた額）の手数料を加えた額）	認定申請のとき。	
第54条第1項の規定に基づく	1 申請に併せて区分長が指定	(1) 一戸建て住宅（人の居住以外の用途に供する部分をも含めないものに限る。以下同じ。）	5,800円	第54条第1項の規定に基づく	1 申請に併せて区分長が指定	(1) 一戸建て住宅（人の居住以外の用途に供する部分をも含めないものに限る。以下同じ。）	4,700円
		(2) イ 住宅部分 <u>(1)</u> <u>(建築物エ)</u> <u>の床面積</u>	11,300円			(2) イ 住戸の部分 <u>建築物の</u> <u>総戸数が</u>	4,700円

1/48

改正後				改正前				
く低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	する者（以下「適合性確認機関」という。）が作成した都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる	） <u>以外の建築物</u>	エネルギー消費性能基準等（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「 <u>基準省令</u> 」 <u>と</u> いう。） <u>第1条第2項に規定する住宅部分</u> をいう。以下同じ。） の合計が300平方メートル未満のもの の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの の合計が5,000平方メートル以上	の合計が300平方メートル未満のもの の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの の合計が5,000平方メートル以上	23,800円 52,800円 94,700円	住宅等（ <u>共同住宅、長屋、その他一戸建て住宅以外の住宅</u> をいう。以下同じ。）	住の用途に供する部分に限る。以下同じ。） 1戸のもの 建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの 建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの 建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの	9,400円 16,000円 27,000円

2/48

改正後					改正前				
基準に適合していることを示す書類が提出された場合			10,000平方メートル未満のもの		基準に適合していることを示す書類が提出された場合				
			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	119,000円				建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの	45,000円
			削除	削除				建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの	82,000円
			削除	削除				建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの	131,000円
			削除	削除				建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの	170,000円
			削除	削除				建築物の総戸数が301戸以上のもの	185,000円

改正後					改正前				
		削除	削除	削除			のものの		
						ロ 共用部分（住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他共用部分をいう。以下同じ。）	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	9,300円	
			削除	削除			当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	16,000円	
			削除	削除			当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	26,000円	
			削除	削除			当該部分の床面積	80,000円	

改正後					改正前				
				平方メートル未満のもの					2,000平方メートル以内のもの
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	94,300円				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	149,000円				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの
				当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上のもの	188,000円				当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの

改正後					改正前				
				方メートルのもの					方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの
				削除	削除				当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの
				削除	削除				(3) 建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの及び(1) 平方メートル以内のもの
				削除	削除				(2) 建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの
				削除	削除				建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの
				削除	削除				建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの

改正後					改正前					
			削除	削除				建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	126,000 円	
			削除	削除				建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	160,000 円	
			削除	削除				建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの	200,000 円	
2	1	(1)	誘導仕様基準（住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費量に	当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	20,700 円	2	1	(1)	誘導仕様基準（住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費量に	新設 21,000 円

改正後					改正前					
			関する誘導基準（令和4年国土交通省告示第1106号）に規定する基準をいう。以下同じ。）による場合	当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	22,200 円				新設	新設
			仕様・計算併用法（住宅部分の基準省令第1条第1項第2号イ(1)の外皮平均熱貫流率及び冷房期の平均日射熱取得率（以下「外皮性能」という。）を誘導仕様基準により評価し、住宅部	当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	30,100 円				新設	新設
				当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	33,200 円				新設	新設

改正後						改正前							
				分の基準省令第1条第1項第1号イの一次エネルギー消費量（以下「一次エネルギー消費量」という。）を基準省令第10条第2号ロ(1)の基準により評価する方法又は住宅部分の外皮性能を基準省令第10条第2号イ(1)の基準により評価し、一次エネルギー消費量に係る基準への適合を誘導仕様基準により評価する									

改正後						改正前							
				方法をいう。以下この項及び第2の項並びに別表第3第4の項及び第5の項において同じ。）による場合									
				標準計算法（基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)の基準により評価する方法をいう。以下この項及び第2の項並びに別表第3第4の項及び第5の項において同じ。）による場合	当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	40,200円					誘導仕様基準以外による場合	新設	35,000円
					当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	44,900円						新設	新設

改正後				改正前			
	(2)	イ	誘導仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	38,700 円		
	(1)以外の建築物	住宅部分		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	66,900 円		
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	120,000 円		
				当該部分の床面積の合計が5,000平方	183,000 円		
						(2)	イ
						共同住宅等	住宅の部分
							誘導仕様基準による場合
							建築物の総戸数が1戸のもの
							建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの
							建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの
							建築物の総戸数が11戸以上25戸以下
							21,000 円
							39,000 円
							56,000 円
							80,000 円

改正後				改正前			
				メートル以上のもの			のもの
				削除	削除		建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの
				削除	削除		建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの
				削除	削除		建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの
				削除	削除		建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの
				削除	削除		建築物の総戸数が301戸以上のもの
				仕様・当該部分	59,800	新設	新設
							120,000 円
							182,000 円
							261,000 円
							340,000 円
							390,000 円

改正後					改正前									
				計算併用法による場合	の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	円								
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	100,000円					新設			新設
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	175,000円					新設			新設
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル	256,000円					新設			新設

改正後					改正前									
					以上10,000平方メートル未満のもの									
					当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	304,000円					新設			新設
				標準計算法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	81,000円				誘導仕様基準以外による場合	建築物の総戸数が1戸のもの			35,000円
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	135,000円					建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの			69,000円
					当該部分の床面積	229,000円					建築物の総戸数が			97,000円

改正後						改正前							
				の合計が 2,000平方 メートル 以上5,000 平方メー トル未満 のもの						6戸以上 10戸以下 のもの			
				当該部分 の床面積 の合計が 5,000平方 メートル 以上 10,000平 方メート ル未満の もの	329,000 円					建築物の 総戸数が 11戸以上 25戸以下 のもの		137,000 円	
				当該部分 の床面積 の合計が 10,000平 方メート ルのもの	390,000 円					建築物の 総戸数が 26戸以上 50戸以下 のもの		197,000 円	
				削除	削除					建築物の 総戸数が 51戸以上 100戸以下 のもの		283,000 円	

改正後						改正前							
				削除	削除					建築物の 総戸数が 101戸以上 200戸以下 のもの		385,000 円	
				削除	削除					建築物の 総戸数が 201戸以上 300戸以下 のもの		508,000 円	
				削除	削除					建築物の 総戸数が 301戸以上 のもの		600,000 円	
			削除	削除	削除			ロ 共用部分		当該部分 の床面積 の合計が 300平方メ ートル以 内のもの		109,000 円	
				削除	削除					当該部分 の床面積 の合計が 300平方メ ートルを 超え1,000 平方メー トル以内		138,000 円	

改正後				改正前			
			削除				削除
			削除				削除
			削除				削除
						もの 当該部分 の床面積 の合計が 1,000平方 メートル を超え 2,000平方 メートル 以内のも の	180,000 円
						当該部分 の床面積 の合計が 2,000平方 メートル を超え 5,000平方 メートル 以内のも の	280,000 円
						当該部分 の床面積 の合計が 5,000平方 メートル を超え 10,000平	359,000 円

改正後				改正前			
			削除				削除
			削除				削除
						方メート ル以内の もの	429,000 円
						当該部分 の床面積 の合計が 10,000平 方メート ルを超え 25,000平 方メート ル以内の もの	500,000 円
						当該部分 の床面積 の合計が 25,000平 方メート ルを超え るもの	
	ロ 非 住宅 部分	モデル 建物の 合計が (-300平方 メートル未 満のもの 当該部分 の床面積	102,000 円			ハ 非 住宅 部分 新設	新設
		ギ一 消費	129,000 円			新設	新設

改正後					改正前									
				量の合計が算出300平方メートル以上の1,000平方メートル未満のもの										
				建築当該部分の床面積	171,000							新設		新設
				及び基礎の合計が標準省1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの										
				屋内当該部分の床面積	276,000							新設		新設
				周囲の合計が年間2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの										
				「屋」当該部分の床面積	361,000							新設		新設
				の合計が										

改正後					改正前									
				内周5,000平方メートル以上の年間10,000平方メートル未満のもの										
				う。当該部分の床面積	434,000							新設		新設
				算出の合計が10,000平方メートル以上のもの										
				として国土交通大臣が定める建築物を用いて評価する方法をい										

改正後					改正前				
			う。 以下 この 項並 びに 別表 第3 第4 の項 及び 第5 の項 にお いて 同 じ。)に よる 場合						
			標準入 力法等 (実際 の設計 仕様の 条件を 基に算 定した 一次エ	当該部分 の床面積 の合計が 300平方メ ートル未 満のもの 当該部分 の床面積 の合計が	266,000 円				
								新設	当該部分 の床面積 の合計が 300平方メ ートル以 内のもの 当該部分 の床面積 の合計が
									242,000 円
									300,000 円

改正後					改正前				
			エネルギー 消費 量及び 屋内周 囲空間 の年間 熱負荷 を用い て評価 する方 法をい う。以 下この 項並び に別表 第3第 4の項 及び第 5の項 におい て同 じ。)に よる 場合	300平方メ ートル以 上1,000平 方メート ル未満の もの 当該部分 の床面積 の合計が 1,000平方 メートル 以上2,000 平方メー トル未満 のもの 当該部分 の床面積 の合計が 2,000平方 メートル 以上5,000 平方メー トル未満 のもの 当該部分 の床面積	431,000 円				
									300平方メ ートルを 超え1,000 平方メー トル以内 のもの 当該部分 の床面積 の合計が 1,000平方 メートル を超え 2,000平方 メートル 以内のも の 当該部分 の床面積 の合計が 2,000平方 メートル を超え 5,000平方 メートル 以内のも の 当該部分 の床面積
									384,000 円
									546,000 円
									670,000 円

改正後						改正前							
				の合計が5,000平方メートル以上					の合計が5,000平方メートルを超え				
				10,000平方メートル未満のもの					10,000平方メートル以内のもの				
				当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	896,000				当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え	789,000			
					円				25,000平方メートル以内のもの	円			
				削除					当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	900,000			
					削除					円			
		削除		削除					(3) 建築物の延べ面積が300	242,000			
					削除				(1) 平方メートル以内のもの	円			
									及び				

改正後				改正前			
			削除			(2) 建築物の延べ面積が300	300,000
						以外平方メートルを超え	円
						1,000平方メートル以内	
			削除			の建築物のもの	
						建築物の延べ面積が	384,000
						1,000平方メートルを超え	円
						2,000平方メートル以内のもの	
			削除			建築物の延べ面積が	546,000
						2,000平方メートルを超え	円
						5,000平方メートル以内のもの	
			削除			建築物の延べ面積が	670,000
						5,000平方メートルを超え	円
						10,000平方メートル以内のもの	
			削除			建築物の延べ面積が	789,000
						10,000平方メートルを超え	円
						25,000平方メートル以内のもの	
			削除			建築物の延べ面積が	900,000
						25,000平方メートルを超えるもの	円
第2	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	変更認定申請		第2	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	変更認定申請	
都市	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	のとき。		都市	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	のとき。	
の低	の額は、次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて都市の低炭			の低	の額は、次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて都市の低炭		
炭素	素化の促進に関する法律第55条第2項におい			炭素	素化の促進に関する法律第55条第2項におい		
化の				化の			

改正後				改正前				
促進 に関 する 法律 第55 条第 1項 の規 定に 基づ く低 炭素 建築 物新 築等 計画 の変 更の 認定 の申 請に 対す る審 査	て準用する同法第54条第2項の規定に基づく 申出があった場合においては、1の建築物に ついて別表第1の95の2の項に掲げる額（申 請に係る計画に特定建築基準適合審査をする 部分が含まれる場合においては当該部分ごと に同表の95の3の項に掲げる額の手数料を、 建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係 る部分が含まれる場合においては当該昇降機 1基について同表の95の4の項又は95の5の 項に掲げる額の手数料を加えた額）の手数料 を加えた額）							
	1 申	(1) 一戸建て住宅	4,100円	1 申	(1) 一戸建て住宅	3,300円		
	併せ て適 合性 確認 機関 が作 成し た都 市の 低炭 素化 の促 進に 関す る法	(2) イ 住宅部分	当該部分 の床面積 の合計が 300平方メ ートル未 満のもの 当該部分 の床面積 の合計が 300平方メ ートル以 上2,000平 方メートル未 満のもの 当該部分	8,000円	併せ て適 合性 確認 機関 が作 成し た都 市の 低炭 素化 の促 進に 関す る法	共同 住宅 等	建築物の 総戸数が 1戸のも の 建築物の 総戸数が 2戸以上 5戸以下 のもの 建築物の	3,300円 6,600円 11,000円
				37,000				

27/48

改正後				改正前			
律第 54条 第1 項各 号に 掲げ る基 準に 適合 して いる こと を示 す書 類が 提出 され た場 合	の床面積 の合計が 2,000平方 メートル 以上5,000 平方メー ートル未 満のもの 当該部分 の床面積 の合計が 5,000平方 メートル 以上 10,000平 方メー ートル未 満のもの 当該部分 の床面積 の合計が 10,000平 方メー ートルの もの 削除						
			66,500円	律第 54条 第1 項各 号に 掲げ る基 準に 適合 して いる こと を示 す書 類が 提出 され た場 合		総戸数が 6戸以上 10戸以下 のもの 建築物の 総戸数が 11戸以上 25戸以下 のもの 建築物の 総戸数が 26戸以上 50戸以下 のもの 建築物の 総戸数が 51戸以上 100戸以下	19,000円 32,000円 58,000円
			83,500円				
			削除	削除			

28/48

改正後					改正前					
				削除	削除				のもの	
									建築物の 総戸数が 101戸以上 200戸以下 のもの	93,000 円
				削除	削除				建築物の 総戸数が 201戸以上 300戸以下 のもの	122,000 円
				削除	削除				建築物の 総戸数が 301戸以上 のもの	134,000 円
			削除	削除	削除			ロ 共用部分	当該部分 の床面積 の合計が 300平方メ ートル以 内のもの	6,500円
				削除	削除				当該部分 の床面積 の合計が 300平方メ ートルを 超え1,000 平方メー	11,000 円

改正後					改正前					
				削除	削除				トル以内 のもの	
									当該部分 の床面積 の合計が 1,000平方 メートル を超え 2,000平方 メートル 以内のも の	18,000 円
				削除	削除				当該部分 の床面積 の合計が 2,000平方 メートル を超え 5,000平方 メートル 以内のも の	56,000 円
				削除	削除				当該部分 の床面積 の合計が 5,000平方 メートル を超え	88,000 円

改正後				改正前			
			削除				10,000平方メートル以内のもの
			削除				当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの
			削除				当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの
	ロ 非住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	8,000円		ハ 非住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	6,500円
		当該部分	13,800			当該部分	11,000

改正後				改正前			
		の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	22,200円			の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	18,000円
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	66,100円			当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	56,000円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	

改正後					改正前				
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上	104,000 円				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え	88,000 円
			10,000平方メートル未満のもの					10,000平方メートル以内のもの	
			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	132,000 円				当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え	112,000 円
								25,000平方メートル以内のもの	
			削除	削除				当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	140,000 円
		削除	削除	削除			(3)	建築物の延べ面積が300	6,500円

改正後					改正前					
			削除	削除			(1) 平方メートル以内のもの及び			
			削除	削除			(2) 建築物の延べ面積が300平方メートルを超え	11,000 円		
			削除	削除			1,000平方メートル以内のもの			
			削除	削除			建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え	18,000 円		
			削除	削除			2,000平方メートル以内のもの			
			削除	削除			建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え	56,000 円		
			削除	削除			5,000平方メートル以内のもの			
			削除	削除			建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え	88,000 円		
			削除	削除			10,000平方メートル以内のもの			
			削除	削除			建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え	112,000 円		
			削除	削除			25,000平方メートル以内のもの			
			削除	削除			建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの	140,000 円		
2	1	(1)	誘導仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が200平方	14,300 円	2	1	(1) 誘導仕様基準による場合	新設	15,000 円

改正後					改正前					
	合	住宅	方メートル未満のもの			合	住宅			
			当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	15,100 円				新設	新設	
		仕様・計算併用法による場合	当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	21,100 円			新設	新設	新設	
			当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	23,300 円				新設	新設	
		標準計算法による場合	当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	28,300 円			誘導仕様基準以外による場合	新設	18,000 円	
			当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	31,500 円				新設	新設	
(2)	イ	誘導仕	当該部分	26,800		(2)	イ	誘導仕	建築物の	15,000

35/48

改正後					改正前						
		(1)以外の建築物	住宅部分	様基準による場合	の床面積の合計が300平方メートル未満のもの		共同住宅等	住戸の部分	様基準による場合	総戸数が1戸のもの	円
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	46,500 円				建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの	27,000 円
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	84,800 円				建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの	40,000 円
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル	127,000 円				建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの	56,000 円

36/48

改正後					改正前				
			ル以上のもの						
			削除	削除				建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの	85,000円
			削除	削除				建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの	128,000円
			削除	削除				建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの	184,000円
			削除	削除				建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの	241,000円
			削除	削除				建築物の総戸数が301戸以上のもの	278,000円
		仕様・計算併	当該部分の床面積	42,000円			新設	新設	新設

改正後					改正前				
		用法による場合	の合計が300平方メートル未満のもの						
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	70,500円			新設	新設	
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	122,000円			新設	新設	
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上	179,000円			新設	新設	

改正後				改正前			
		10,000平方メートル未満のもの					
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	213,000円			新設	新設
	標準計算法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	56,800円		誘導仕様基準以外による場合	建築物の総戸数が1戸のもの	18,000円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	94,600円			建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの	37,000円
		当該部分の床面積の合計が	161,000円			建築物の総戸数が6戸以上	52,000円

改正後				改正前			
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの				10戸以下のもの	
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	231,000円			建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの	74,000円
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	273,000円			建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの	108,000円
		削除	削除			建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの	159,000円
		削除	削除			建築物の	221,000円

改正後						改正前							
												総戸数が 101戸以上 200戸以下 のもの	円
				削除	削除							建築物の 総戸数が 201戸以上 300戸以下 のもの	291,000 円
				削除	削除							建築物の 総戸数が 301戸以上 のもの	342,000 円
			削除	削除	削除				ロ 共用部分			当該部分 の床面積 の合計が 300平方メ ートル以 内のもの	57,000 円
				削除	削除							当該部分 の床面積 の合計が 300平方メ ートルを 超え1,000 平方メー トル以内 のもの	72,000 円

改正後						改正前							
				削除	削除							当該部分 の床面積 の合計が 1,000平方 メートル を超え 2,000平方 メートル 以内のも の	96,000 円
				削除	削除							当該部分 の床面積 の合計が 2,000平方 メートル を超え 5,000平方 メートル 以内のも の	156,000 円
				削除	削除							当該部分 の床面積 の合計が 5,000平方 メートル を超え 10,000平 方メー	205,000 円

改正後						改正前								
					削除							ル以内のもの		
					削除							当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	247,000 円	
					削除							当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	290,000 円	
		ロ 非住宅部分	モデル建物法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	71,600 円							新設	新設	新設
				当該部分の床面積の合計が	91,100							新設	新設	新設

改正後						改正前								
				300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの										
				当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	119,000 円							新設	新設	新設
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	193,000 円							新設	新設	新設
				当該部分の床面積の合計が5,000平方	253,000 円							新設	新設	新設

改正後					改正前					
				もの 当該部分 の床面積 の合計が 10,000平 方メートル のもの	627,000 円				もの 当該部分 の床面積 の合計が 10,000平 方メートル を超え 25,000平 方メートル 以内の もの	427,000 円
				削除	削除				当該部分 の床面積 の合計が 25,000平 方メートル を超える もの	491,000 円
	削除	削除			削除	(3)	建築物の延べ面積が300	123,000		
						(1)	平方メートル以内のも	円		
						及び	の			
						(2)	建築物の延べ面積が300	154,000		
						以外	平方メートルを超え	円		
						の建	1,000平方メートル以内			
						築物	のもの			
							建築物の延べ面積が	198,000		
							1,000平方メートルを超	円		
							え2,000平方メートル以			

47/48

改正後					改正前					
				削除	削除				内のもの	
							建築物の延べ面積が	290,000		
							2,000平方メートルを超	円		
							え5,000平方メートル以			
							内のもの			
							建築物の延べ面積が	361,000		
							5,000平方メートルを超	円		
							え10,000平方メートル			
							以内のもの			
							建築物の延べ面積が	427,000		
							10,000平方メートルを	円		
							超え25,000平方メート			
							ル以内のもの			
							建築物の延べ面積が	491,000		
							25,000平方メートルを	円		
							超えるもの			

備考 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料又は低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料について、住戸の数が1である複合建築物（住宅部分と非住宅部分を含む建築物をいう。以下同じ。）の住宅部分の手数料の額は、第1の項1の(1)若しくは2の(1)又は第2の項1の(1)若しくは2の(1)に掲げる額とする。

備考 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料又は低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料について、共同住宅等の申請の場合の手数料の額は、住戸の部分の額に共用部分及び非住宅の部分の額を加算した額とする。ただし、共用部分又は非住宅の部分が存在しない場合は、当該部分の額は加算しない。

改正後				改正前			
○世田谷区手数料条例 平成12年3月13日条例第3号 別表第3（第2条関係）				○世田谷区手数料条例 平成12年3月13日条例第3号 別表第3（第2条関係）			
事務	名称及び額		徴収時期	事務	名称及び額		徴収時期
第1条第1項	仕様基準又は誘導仕様基準審査手数料 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）		確認申請又は計画通知のとき。	新設	新設		新設
第1条第2項	1 一戸建て住宅	当該部分の床面積の合計が30平方メートル以内のもの	2,500円	新設	新設		新設
第1条第3項	2 1以外の住宅	当該部分の床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	4,700円		新設		新設

改正後				改正前			
第11条第1項ただし書又は第12条第2項ただし書の規定に基づく審査（同法第11条に規定する特定建築行為が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交	2 1以外の住宅	当該部分の床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	7,800円		新設		新設
		当該部分の床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	9,400円		新設		新設
		当該部分の床面積の合計が30平方メートル以内のもの	4,300円	新設	新設		新設
		当該部分の床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	8,200円		新設		新設
		当該部分の床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	13,300円		新設		新設
		当該部分の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	15,900円		新設		新設
		当該部分の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	22,300円		新設		新設

改正後				改正前			
通省令第5号)第2条第1項第1号イ又はロに該当する場合に限る。)		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	31,300円			新設	新設
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	50,100円			新設	新設
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの	68,900円			新設	新設
	第2条	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	計画提出又は計画通知のとき。				
建築物省エネ法第11条第1項及び第12条第2項の規定に基づく建築物エ	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額は、次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額			第1条	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額は、次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額		
1	計画提出又は計画通知のとき。	(1) 一戸建て住宅	5,800円	1	非住宅部分(建築物省エネ法第11条第1項に規定する非住宅部分)	新設	新設
		(2) イ 住宅部分	11,300円			新設	新設
		(1) 以外	23,800円			新設	新設
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	11,300円			新設	新設
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	23,800円			新設	新設
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	52,800円			新設	新設

3/77

改正後				改正前			
エネルギー消費性能適合性判定	1項に規定する基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合	方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		53号。以下「建築物省エネ法」という。)	住宅部分をいう。以下この表において同じ。)		
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	94,700円	第12条第1項及び第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合	用途が工場等(工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖)	新設	新設
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	119,000円			新設	新設
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	11,300円			新設	新設
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	19,500円			当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	16,700円
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	31,600円			当該非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	27,100円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	94,300円			当該非住宅部分の床面積の合計が	80,400円

4/77

改正後					改正前								
				方メートル以上5,000平方メートル未満のもの					2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの				
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	149,000円				当該非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	128,000円			
				当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	188,000円				当該非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	161,000円			
				削除	削除				当該非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	201,000円			

改正後					改正前								
2	1	(1)	仕様基準	当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	20,700円								
			又は誘導仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	22,200円								
			仕様・計算併用法（住宅部分の外皮性能を仕様基	当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	30,100円								
				当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	33,200円								

改正後					改正前					
				<u>準若し</u> <u>の</u> <u>くは誘</u> <u>導仕様</u> <u>基準に</u> <u>より評</u> <u>価し、</u> <u>住宅部</u> <u>分の一</u> <u>次エネ</u> <u>ルギー</u> <u>消費量</u> <u>を基準</u> <u>省令第</u> <u>1条第</u> <u>1項第</u> <u>2号ロ</u> <u>(一)若し</u> <u>くは第</u> <u>10条第</u> <u>2号ロ</u> <u>(一)の基</u> <u>準によ</u> <u>り評価</u> <u>する方</u> <u>法又は</u> <u>住宅部</u> <u>分の外</u> <u>皮性能</u>						

7/77

改正後					改正前					
				<u>を基準</u> <u>省令第</u> <u>1条第</u> <u>1項第</u> <u>2号イ</u> <u>(一)若し</u> <u>くは第</u> <u>10条第</u> <u>2号イ</u> <u>(一)の基</u> <u>準によ</u> <u>り評価</u> <u>し、一</u> <u>次エネ</u> <u>ルギー</u> <u>消費量</u> <u>に係る</u> <u>基準へ</u> <u>の適合</u> <u>を仕様</u> <u>基準若</u> <u>しくは</u> <u>誘導仕</u> <u>様基準</u> <u>により</u> <u>評価す</u> <u>る方法</u> <u>をい</u>						

8/77

改正後					改正前					
			う。以下この項、第3の項及び第6の項において同じ。)による場合							
			標準計算法(基準省令第1条第1項第2号イ(一)及びロ(一)により評価する方法又は基準省令第10条第2号イ(一)及びロ(一)により評価する方法をいう。以下この項、第3の項及び第6の項において同じ。)による場合	当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	40,200 円			新設	新設	新設
				当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	44,900 円			新設		新設

改正後					改正前					
			の基準により評価する方法をいう。以下この項、第3の項及び第6の項において同じ。)による場合							
	(2)	イ	仕様	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	38,700 円		新設	新設	新設	新設
	(1)	住宅部分	基準又は誘導仕様	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	66,900 円			新設		新設

改正後				改正前			
物	基	当該部分の床面積 の合計が2,000平方 メートル以上 よ5,000平方メート ル未満のもの	120,00 0円			新設	新設
	場	当該部分の床面積 の合計が5,000平方 メートル以上の もの	183,00 0円			新設	新設
	仕	当該部分の床面積 の合計が300平方 メートル未満のも の	59,800 円			新設	新設
	算	当該部分の床面積 の合計が300平方 メートル以上 2,000平方メート ル未満のもの	100,00 0円			新設	新設
	併	当該部分の床面積 の合計が2,000平方 メートル以上 5,000平方メート ル未満のもの	175,00 0円			新設	新設
	用	当該部分の床面積 の合計が5,000平方 メートル以上 10,000平方メート ル未満のもの	256,00 0円			新設	新設

改正後				改正前			
		ル未満のもの					
		当該部分の床面積 の合計が10,000平方 メートルのもの	304,00 0円			新設	新設
標準	計	当該部分の床面積 の合計が300平方 メートル未満のも の	81,000 円			新設	新設
	算	当該部分の床面積 の合計が300平方 メートル以上 2,000平方メート ル未満のもの	135,00 0円			新設	新設
	法	当該部分の床面積 の合計が2,000平方 メートル以上 5,000平方メート ル未満のもの	229,00 0円			新設	新設
	に	当該部分の床面積 の合計が5,000平方 メートル以上 10,000平方メート ル未満のもの	329,00 0円			新設	新設
	よ	当該部分の床面積 の合計が10,000平方 メートルのもの	390,00 0円			新設	新設

改正後				改正前					
		ロ 非住宅部分の用途が工場等(工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場及び火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設)	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	11,300 円			新設	新設	新設
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	19,500 円			新設		新設
			当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	31,600 円			新設		新設
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	94,300 円			新設		新設

13/77

改正後				改正前					
		設をいう。以下同。じ。)のみの場合	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	149,000 円			新設		新設
			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	188,000 円			新設		新設

14/77

改正後				改正前						
		<p>ハ ロ 以 外 の 非 住 宅 部 分 の 場 合</p>	<p>モデル建築物（一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準</p>			<p>新 設</p>	<p>(1)新設</p>			<p>新設</p>
			<p>当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p>	<p>102,000円</p>			<p>モデル建築物（建築物エネルギー消費性能基準等を定める</p>			

改正後				改正前						
			<p>的な建築物を用いて評価する方法をいう。以下この項、第3</p>	<p>的当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</p>	<p>129,000円</p>		<p>省令平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この</p>	<p>当該非住宅部分の床面積の合計が(300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</p>	<p>110,700円</p>	

改正後				改正前			
		<p>の当該部分の床面積 項の合計が1,000平 及方メートル以上 び2,000平方メー 第2ル未満のもの 6</p>	<p>171,00 0円</p>			<p>表当該非住宅部分の に床面積の合計が お1,000平方メー い1ル以上2,000平方 てメートル未満のも の 省 合 上 と い う 。 第 1 条 第 1 項 第 1 号 イ</p>	<p>145,70 0円</p>
		<p>の当該部分の床面積 項の合計が2,000平 に方メートル以上 お5,000平方メー いてル未満のもの て 同 じ 。 方 メ ー ト ル 以 上) 10,000平方メー に ル 未 満 の も の よ る 場 合</p>	<p>276,00 0円</p>			<p>当該非住宅部分の 床面積の合計が 2,000平方メー トル以上5,000平方 メートル未満のも の 当該非住宅部分の 床面積の合計が 5,000平方メー トル以上10,000平方 メートル未満のも の 当該非住宅部分の 床面積の合計が 10,000平方メー トル以上25,000平方 メートル未満のも の</p>	<p>235,70 0円</p>
			<p>361,00 0円</p>			<p>309,00 0円</p>	
			<p>434,00 0円</p>			<p>371,00 0円</p>	

改正後				改正前			
		<p>削除</p>	<p>削除</p>			<p>に当該非住宅部分の 規床面積の合計が 定25,000平方メー すル以上のもの る 一 次 エ ネ ル ギ ー 消 費 量 (以 下 こ の 表 に お い て 「 二 次</p>	<p>435,00 0円</p>

改正後							改正前							

エネルギー消費量」という。)の算出に用いるべき標準的な建

改正後							改正前							

築物を用いて評価する方法をいう。以下この表(第3の部及び

改正後					改正前									
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	615,000円					当該非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	523,700円			
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	758,000円					当該非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	646,000円			
				消費量を用いて評価する方法						消費量を用いて評価する方法				

23/77

改正後					改正前									
				当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	896,000円					当該非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	763,000円			
				。以下この項、第3の項及び第6の項において同じ						。以下この表(第3の部及び第4の部並びに備				

24/77

改正後						改正前							
				。) による場合	削除					考 第 2 項 を 除 く 。) において同じ。 による場合	871,00 0円		
第3	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る	変更			削除								変更

改正後						改正前						
建築物省エネ法第11条第2項及び第12条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料 建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額は、次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額			計画提出又は変更計画通知のとき。			建築物省エネ法第12条第1項及び第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー	る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料 建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額は、次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額			計画提出又は変更計画通知のとき。	
	1 変更計画又は変更計画通知に併せて建築物省エネ法第10条第1項に規定する基準に適合している	(1) 一戸建て住宅	4,100円			1 非住宅部分の用途が工場等のみである建築物の当該非住宅部分		新設	新設	新設	新設	
		(2) イ 住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	8,000円				新設	新設	新設	新設	
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	16,700円						新設	新設	
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	37,000円						新設	新設	
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	66,500円						新設	新設	
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上	83,500円					新設	新設			

改正後					改正前						
ギ一 消費 性能 適合 性判 定	こ と を 示 す 書 類 と し て 区 長 が 定 め る も の が 提 出 さ れ た 場 合	ロ 非 住 宅 部 分	方メートルのもの		ギ一 消費 性能 適合 性判 定	新設	新設	新設			
			当該部分の床面積 の合計が300平方 メートル未満のもの	8,000 円						当該非住宅部分の 床面積の合計が 300平方メートル 以上1,000平方メ ートル未満のもの	11,800 円
			当該部分の床面積 の合計が300平方 メートル以上 1,000平方メー トル未満のもの	13,800 円						当該非住宅部分の 床面積の合計が 1,000平方メー トル以上2,000平 方メートル未満の もの	19,100 円
			当該部分の床面積 の合計が1,000平 方メートル以上 2,000平方メー トル未満のもの	22,200 円						当該非住宅部分の 床面積の合計が 2,000平方メー トル以上5,000平 方メートル未満の もの	56,400 円
			当該部分の床面積 の合計が2,000平 方メートル以上 5,000平方メー トル未満のもの	66,100 円						当該非住宅部分の 床面積の合計が 5,000平方メー トル以上10,000平 方メートル未満の もの	90,000 円
			当該部分の床面積 の合計が5,000平 方メートル以上 10,000平方メー トル未満のもの	104,000 円							

27/77

改正後					改正前							
2 1 以 外 の 建 築 物	(1) 一 戸 建 て 住 宅	仕 様 基 準 又 は 誘 導 仕 様 基 準 に よ る 場 合 仕 様 ・ 計 算 併 用 法 に よ る 場 合 標 準 計 算 法	当該部分の床面積 の合計が10,000平 方メートルのもの	132,000 円	2 1 以 外 の 非 住 宅 部 分	新設	新設	新設	当該非住宅部分の 床面積の合計が 10,000平方メー トル以上25,000平 方メートル未満の もの	113,000 円		
			削除	削除					当該非住宅部分の 床面積の合計が 25,000平方メー トル以上のもの	141,000 円		
			当該部分の床面積 の合計が200平方 メートル未満のもの	14,300 円					新設	新設	新設	新設
			当該部分の床面積 の合計が200平方 メートル以上のもの	15,100 円					新設	新設	新設	新設
			当該部分の床面積 の合計が200平方 メートル未満のもの	21,100 円					新設	新設	新設	新設
			当該部分の床面積 の合計が200平方 メートル以上のもの	23,300 円				新設	新設	新設		
			当該部分の床面積 の合計が200平方 メートル以上のもの	28,300 円				新設	新設	新設		

28/77

改正後				改正前			
		による場 合	メートル未満のもの 当該部分の床面積 の合計が200平方 メートル以上のもの	31,500 円			新設 新設
(2)	イ	仕	当該部分の床面積 の合計が300平方 メートル未満のもの	26,800 円	新設	新設	新設
(1)	イ	仕	当該部分の床面積 の合計が300平方 メートル未満のもの	46,500 円			新設
以外 の建 築物	イ	仕	当該部分の床面積 の合計が300平方 メートル以上 2,000平方メー トル未満のもの	84,800 円			新設
			当該部分の床面積 の合計が2,000平 方メートル以上 5,000平方メー トル未満のもの	127,00 0円			新設
			当該部分の床面積 の合計が5,000平 方メートル以上の もの	42,000 円		新設	新設

改正後				改正前			
			当該部分の床面積 の合計が300平方 メートル以上 2,000平方メー トル未満のもの	70,500 円			新設 新設
			当該部分の床面積 の合計が2,000平 方メートル以上 5,000平方メー トル未満のもの	122,00 0円			新設 新設
			当該部分の床面積 の合計が5,000平 方メートル以上 10,000平方メー トル未満のもの	179,00 0円			新設 新設
			当該部分の床面積 の合計が10,000平 方メートルのもの	213,00 0円			新設 新設
		標	当該部分の床面積 の合計が300平方 メートル未満のも 算の	56,800 円		新設	新設
			当該部分の床面積 の合計が300平方 メートル以上 2,000平方メー トル未満のもの	94,600 円			新設 新設

改正後				改正前			
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	161,000円			新設	新設
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	231,000円			新設	新設
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	273,000円			新設	新設
	ロ 非住宅部分の用途が工場等のみの場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	8,000円		新設	新設	新設
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	13,800円			新設	新設
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	22,200円			新設	新設

改正後				改正前			
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	66,100円			新設	新設
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	104,000円			新設	新設
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	132,000円			新設	新設
	ハ モビル建物の非住宅部分の場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	71,600円		新設	新設	新設
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	91,100円				77,600円
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	119,000円				102,100円

改正後				改正前			
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	193,000円			当該非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	165,100円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	253,000円			当該非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	216,000円
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	304,000円			当該非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	260,000円
		削除	削除			当該非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	305,000円
標準		当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	186,000円	(2)	標準	新設	新設

33/77

改正後				改正前			
		当該部分の床面積等の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	234,000円			当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	199,200円
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	301,000円			当該非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	257,100円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	430,000円			当該非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	366,700円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	531,000円			当該非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	453,000円
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	627,000円			当該非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	535,000円

34/77

改正後					改正前				
			削除	削除				の 当該非住宅部分の 床面積の合計が 25,000平方メート ル以上のもの	610,00 0円
第4	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて建築物省エネ法第30条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、1の建築物について別表第1の95の2の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表の95の3の項に掲げる額の手数料を、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表の95の4の項又は95の5の項に掲げる額の手数料を加えた額）に相当する額を加えた額）	認定申請のとき。		第3	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて建築物省エネ法第35条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、1の建築物について別表第1の95の2の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表の82の2の項に掲げる額の手数料を、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表の95の4の項又は95の5の項に掲げる額の手数料を加えた額）に相当する額を加えた額）	認定申請のとき。	
	1	(1) 一戸建て住宅	5,800 円			1	(1) 一戸建て住宅	5,100 円	
		(2) イ 住宅部分 (1分) (1)以外 の	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 23,800 円				(2) イ 住宅部分 (1分) (1)以外 の	当該住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 9,700 円	
			当該部分の床面積	23,800 円			当該住宅部分の床	21,000 円	

35/77

改正後					改正前					
に対する 審査	建築物省エネ法第30条第1項各号に掲げる基準に適合している	建築物	の合計が300平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	円 52,800 円 94,700 円 119,000 0円 148,000 0円		に対する 審査	建築物省エネ法第35条第1項各号に掲げる基準に適合している	外の建築物 規定する住宅部分をいう。以下同じ。）	面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 当該住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 当該住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 新設 新設	円 46,000 円 81,000 円 新設 新設
		ロ 非住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	11,300 円			ロ 非住宅部分	当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	9,700 円	

36/77

改正後				改正前			
ことを示す書類として区長が定めるものが提出された場合		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	19,500 円	ことを示す書類として区長が定めるものが提出された場合		当該 非住宅 部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	16,700 円
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	31,600 円			当該 非住宅 部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	27,100 円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	94,300 円			当該 非住宅 部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	80,400 円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	149,000 円			当該 非住宅 部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	128,000 円
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	188,000 円			当該 非住宅 部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	161,000 円

37/77

改正後				改正前						
2 1 以外の 場合 住宅	(1) 一戸建て住宅	誘導仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	235,000 円	2 1 以外の 場合 住宅	(1) 一戸建て住宅	誘導仕様基準による場合	の	当該 非住宅 部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	201,000 円
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	20,700 円				当該 一戸建て 住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	20,000 円	
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	22,200 円				当該 一戸建て 住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	22,000 円	
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	30,100 円				新設	新設	新設
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	33,200 円				新設	新設	新設
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	40,200 円				誘導仕様基準以外による場合	当該 一戸建て 住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	34,400 円
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	44,900 円				当該 一戸建て 住宅の床面積の合計が200平方メートル	38,400 円	

38/77

改正後				改正前				
(2)イ (1)以外の建築物	誘導仕様による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	38,700円	(2)イ (1)以外の建築物	誘導仕様による場合	当該住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	38,000円	
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	66,900円			当該住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	66,000円	
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	120,000円			当該住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	118,000円	
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	183,000円			当該住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	179,000円	
		仕様・計算併用法による場合	59,800円			新設	新設	新設
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	100,000円			新設	新設	新設

39/77

改正後				改正前			
	標準計算法による場合	ル未満のもの				新設	新設
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	175,000円			新設	新設
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	256,000円			新設	新設
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	304,000円			新設	新設
		当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	354,000円			新設	新設
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	81,000円			誘導仕様基準以外	当該住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	135,000円	による場合	当該住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	116,000円		

40/77

改正後				改正前			
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	229,000円			当該住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	196,000円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	329,000円			当該住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	281,000円
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	390,000円			新設	新設
		当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	449,000円			新設	新設
ロ	モデル建物法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	102,000円	ロ	モデル建物法(一次エネルギー消費	当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	87,100円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	129,000円			当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	110,700円

41/77

改正後				改正前				
		ル未満のもの 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	171,000円			量の一 算出 に用 いる べき 標準 的な 建築 物及 び省 令第 10条 第1 号イ (1) に規 定す る屋 内周 囲空 間の 年間 熱負 荷 (以 下「 屋内 内周	一 ト ル 未 満 の も の 当 該 非 住 宅 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 1,000 平 方 メ ー ト ル 以 上 2,000 平 方 メ ー ト ル 未 満 の も の 当 該 非 住 宅 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 2,000 平 方 メ ー ト ル 以 上 5,000 平 方 メ ー ト ル 未 満 の も の 当 該 非 住 宅 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 5,000 平 方 メ ー ト ル 以 上 10,000 平 方 メ ー ト ル 未 満 の も の 当 該 非 住 宅 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 10,000 平 方 メ ー ト ル 以 上 25,000 平 方 メ ー ト ル 未 満 の も の 当 該 非 住 宅 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 25,000 平 方 メ ー ト ル 未 満 の も の	145,700円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	276,000円			当 該 非 住 宅 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 2,000 平 方 メ ー ト ル 以 上 5,000 平 方 メ ー ト ル 未 満 の も の	235,700円	
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	361,000円			当 該 非 住 宅 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 5,000 平 方 メ ー ト ル 以 上 10,000 平 方 メ ー ト ル 未 満 の も の	309,000円	
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	434,000円			当 該 非 住 宅 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 10,000 平 方 メ ー ト ル 以 上 25,000 平 方 メ ー ト ル 未 満 の も の	371,000円	
		当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	509,000円			当 該 非 住 宅 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 25,000 平 方 メ ー ト ル 未 満 の も の	435,000円	

42/77

改正後					改正前						
			もの						ル以上のもの		
									「 <u>架空間の年間熱負荷</u> 」という。)の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が定める建築物を用いて評価する方法をいう。		

43/77

改正後					改正前						
									第4の部において同じ。)による場合		
			標準入力法等による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	<u>266,000</u> 円				標準入力法等による場合	当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	<u>227,100</u> 円
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	<u>334,000</u> 円				「 <u>実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量及び屋内周囲</u> 」	当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	<u>284,400</u> 円
				当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>431,000</u> 円					当該非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>367,100</u> 円
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル	<u>615,000</u> 円					当該非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方	<u>523,700</u> 円

44/77

改正後				改正前							
			ル未満のもの				空間の年間熱負荷を用いて評価する方法をいう。第4の部及び備考第2項において同じ。による場合	メートル未満のもの			
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	758,000円				当該非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	646,000円		
			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	896,000円				当該非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	763,000円		
			当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	1,020,000円				当該非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	871,000円		
第5	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて建築物省エネ法第31条	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請のとき。		第4	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて建築物省エネ法第36条	建築物省エネ法第35条第2項の規定に基づく		変更認定申請のとき。	

45/77

改正後				改正前			
第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の申請に対する審査	た場合においては、1の建築物について別表第1の95の2の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表の95の3の項に掲げる額の手数料を、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表の95の4の項又は95の5の項に掲げる額の手数料を加えた額）に相当する額を加えた額			第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の申請に対する審査	申出があった場合においては、1の建築物について別表第1の95の2の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表の82の2の項に掲げる額の手数料を、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表の95の4の項又は95の5の項に掲げる額の手数料を加えた額）に相当する額を加えた額		
1	(1) 一戸建て住宅		4,100円	1	(1) 一戸建て住宅		3,700円
	(2) イ 住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	8,000円		(2) イ 住宅部分	当該住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	6,900円
	(1)以外の建築物	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	16,700円		(1)以外の建築物	当該住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	15,000円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	37,000円			当該住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	32,000円

46/77

改正後				改正前					
第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類とし			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	66,500 円			当該住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	57,000 円	
			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	83,500 円			新設	新設	
			当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	103,000 円			新設	新設	
				0円					
	ロ 非住宅部分			当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	8,000 円			当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	6,900 円
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	13,800 円			当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	11,800 円
				当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	22,200 円			当該非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	19,100 円

47/77

改正後				改正前					
て区長が定めるものが提出された場合			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	66,100 円			当該非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	56,400 円	
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	104,000 0円			当該非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	90,000 円	
			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	132,000 0円			当該非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	113,000 0円	
			当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	165,000 0円			当該非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	141,000 0円	
	2	(1)	誘導仕様基準による場合以外	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	14,300 円	2	(1)	誘導仕様基準による場合以外	当該一戸建て住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの

48/77

改正後				改正前					
の 場 合	て 住 宅		当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	15,100 円	の 場 合	て 住 宅	当該一戸建て住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	15,000 円	
			仕様・計算併用法による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの			21,100 円	新設	新設
				当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの			23,300 円	新設	新設
		標準計算法による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	28,300 円			誘導仕様基準以外による場合	当該一戸建て住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	24,200 円
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	31,500 円				当該一戸建て住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	27,000 円
(2)	イ	誘導仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	26,800 円	(2)	イ	誘導仕様基準による場合	当該住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	26,000 円
(1)以外の建築物			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	46,500 円				当該住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	46,000 円

49/77

改正後				改正前						
			ル未満のもの		場 合	築 物	ル未満のもの			
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	84,800 円			当該住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	83,000 円		
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	127,000 0円			当該住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	125,000 0円		
			仕様・計算併用法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの			42,000 円	新設	新設	新設
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの			70,500 円	新設	新設	
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの			122,000 0円	新設	新設	
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの			179,000 0円	新設	新設	

50/77

改正後				改正前			
		10,000平方メートル未満のもの					
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上	213,000円			新設	新設
		25,000平方メートル未満のもの					
		当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	248,000円			新設	新設
	標準計算法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	56,800円			誘導仕様基準以外による場合	当該住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上	94,600円				81,000円
		2,000平方メートル未満のもの					
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上	161,000円				138,000円
		5,000平方メートル未満のもの					0円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	231,000円				197,000円
			0円				0円

51/77

改正後				改正前			
		10,000平方メートル未満のもの					
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上	273,000円			新設	新設
		25,000平方メートル未満のもの					
		当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	314,000円			新設	新設
	モデル建物法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	71,600円			モデル建物法による場合	当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上	91,100円				77,600円
		1,000平方メートル未満のもの					
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上	119,000円				102,100円
		2,000平方メートル未満のもの					0円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの	193,000円				165,100円
			0円				0円

52/77

改正後				改正前			
		の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	0円			床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	0円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	253,000円			当該非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	216,000円
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	304,000円			当該非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	260,000円
		当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	357,000円			当該非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	305,000円
	標準入力法等による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	186,000円		標準入力法等による場合	当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	159,100円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上	234,000円			当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル	199,200円

53/77

改正後				改正前			
		1,000平方メートル未満のもの				以上1,000平方メートル未満のもの	
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	301,000円			当該非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	257,100円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	430,000円			当該非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	366,700円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	531,000円			当該非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	453,000円
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	627,000円			当該非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	535,000円
		当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	715,000円			当該非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	610,000円

54/77

改正後					改正前				
				方メートル以上のもの				25,000平方メートル以上のもの	
削除	削除				第5	建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料			認定申請のとき。
削除	削除				建築物省エネ	建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料の額は、次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額			
	削除	削除		削除	法第41条	1	(1) 一戸建て住宅	5,100円	
		削除	削除	削除	第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請		(2) イ 住宅部分	9,700円	
				削除			(1)	当該住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	21,000円
				削除			以外	当該住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	46,000円
				削除			の	当該住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	81,000円
				削除			の	当該住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	

55/77

改正後					改正前				
		削除	削除	削除	に対する審査	3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合している	ロ 非住宅部分	当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	9,700円
			削除	削除				当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	16,700円
			削除	削除				当該非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	27,100円
			削除	削除				当該非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	80,400円
			削除	削除				当該非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	128,000円
			削除	削除				当該非住宅部分の	161,000円

56/77

改正後						改正前							
		削除	削除	削除	削除					(2)イ	性能	当該住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	69,100円
					削除					住宅部分	（省令第1条第1項第2号イ）及び同号ロ（1）又は同項第3号に定める基準をいう。以下同じ。）による場合	当該住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	116,000円
					削除					以外の建築物		当該住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	116,000円
					削除							当該住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	196,000円
					削除							当該住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	281,000円

改正後						改正前							
											3号に定める基準をいう。以下同じ。）による場合		
					削除						フロア入力法（省令第1条第1項第2号イ）及び同号ロ（1）又は同項第3号に定める基準をいう。以下同じ。）による場合	当該住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	33,100円
					削除							当該住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	58,000円

改正後					改正前									
										1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準をいう。以下同じ。)	当該住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	104,000円		
				削除							当該住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	157,000円		
				削除	削除						当該住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	33,100円		
					削除						当該住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	58,000円		

61/77

改正後					改正前									
				削除							当該住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	104,000円		
				削除							当該住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	157,000円		
			削除	削除	削除						当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	87,100円		
				削除							当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	110,700円		
				削除							当該非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	145,700円		
				削除							当該非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの	235,700円		

62/77

改正後					改正前								
										ル以上5,000平方メートル未満のもの			
				削除						当該非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	309,000円		
				削除						当該非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	371,000円		
				削除						当該非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	435,000円		
				削除	削除					標準入力法等による場合 当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	227,100円		
				削除						当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	284,400円		

改正後					改正前								
				削除						当該非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	367,100円		
				削除						当該非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	523,700円		
				削除						当該非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	646,000円		
				削除						当該非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	763,000円		
				削除						当該非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	871,000円		

改正後				改正前									
第6	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更	に該当していることを証する書面の交付申請手数料	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更	に該当していることを証する書面の交付申請手数料の額は、次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額	交付申請のとき。	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更	に該当していることを証する書面の交付申請手数料の額は、次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額						
								1 軽微な変更に関する法律施行規則第13条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上等	(1) 一戸建て住宅	4,100円	新設	新設	新設
								(2) イ 住宅部分以外	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	8,000円	新設	新設	新設
									当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	16,700円			新設
									当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	37,000円			新設
当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	66,500円			新設									

改正後				改正前				
保計画の変更が軽微な変更	に該当していることを証する書面の交付	に関する法律施行規則第5条に規定していることを証する書面を提出し、区長が定めるものが提出された場合	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	83,500円			新設	新設
			ロ 非住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	8,000円	新設	新設	新設
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	13,800円			新設
				当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	22,200円			新設
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	66,100円			新設
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	104,000円			新設
				当該部分の床面積	132,000円			新設

改正後					改正前						
				の合計が10,000平方メートルのもの	0円						
2	1	(1)	仕様	当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	14,300円	2	1	新設	新設	新設	新設
	以外	一戸	準又	当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの							
	の場	建て	は誘	当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	15,100円				新設		新設
	合	住宅	導仕	当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの							
			様基	当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	21,100円			新設	新設		新設
			準に	当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの							
			による	当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	23,300円				新設		新設
			場合	当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの							
			仕様・	当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	28,300円			新設	新設		新設
			計算	当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの							
			併用	当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	31,500円				新設		新設
			法に	当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの							
			による	当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの							
			場合	当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの							
			標準計	当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	26,800円			新設	新設		新設
			算	当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの							
			法によ	当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの							
			る場	当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの							
			合	当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの							
			イ仕	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの				新設	新	新	新設
			(1)	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの				設	設	設	

改正後					改正前						
			以外	基							
			の建	準の							
			築物	又当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上	46,500円				新設		新設
				準2,000平方メートル未満のもの							
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上	84,800円				新設		新設
				準5,000平方メートル未満のもの							
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	127,000円				新設		新設
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	42,000円			新	新設		新設
				計の				設			
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上	70,500円				新設		新設
				準2,000平方メートル未満のもの							
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの	122,000円				新設		新設

改正後				改正前			
		5,000平方メートル未満のもの					
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	179,000円			新設	新設
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	213,000円			新設	新設
	標	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	56,800円		新設	新設	新設
	法	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	94,600円			新設	新設
	合	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	161,000円			新設	新設
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル	231,000円			新設	新設

69/77

改正後				改正前			
		ル未満のもの					
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	273,000円			新設	新設
	ロ 非住宅部分の用途が工場等のみの場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	8,000円		1 非住宅部分の用途が工場等のみである建築物の当該非住宅部分	新設	新設
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	13,800円			当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	11,800円
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	22,200円			当該非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	19,100円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	66,100円			当該非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	56,400円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方	104,000円			当該非住宅部分の床面積の合計が	90,000円

70/77

改正後				改正前				
		方メートル以上 10,000平方メートル未満のもの				5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの		
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	132,000 0円			当該非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	113,000 0円	
		削除	削除			当該非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	141,000 0円	
ハ	モ	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	71,600 円			新設	新設	
エ	カ	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	91,100 円			モ	当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	77,600 円
イ	ク	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	119,000 0円			カ	当該非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	102,100 0円

71/77

改正後				改正前				
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	193,000 0円			の	当該非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	165,100 0円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	253,000 0円			の	当該非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	216,000 0円
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	304,000 0円			の	当該非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	260,000 0円
		削除	削除			の	当該非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	305,000 0円

72/77

改正後					改正前				
			標準 当該部分の床面積 の合計が300平方 メートル未満のもの	186,00 0円			(2) 新設)	新設	
			当該部分の床面積 の合計が300平方 メートル以上 1,000平方メー トル未満のもの	234,00 0円			当該非住宅部分の 床面積の合計が 300平方メートル 以上1,000平方メ ートル未満のもの	199,20 0円	
			当該部分の床面積 の合計が1,000平 方メートル以上 2,000平方メー トル未満のもの	301,00 0円			当該非住宅部分の 床面積の合計が 1,000平方メー トル以上2,000平 方メートル未満の もの	257,10 0円	
			当該部分の床面積 の合計が2,000平 方メートル以上 5,000平方メー トル未満のもの	430,00 0円			当該非住宅部分の 床面積の合計が 2,000平方メー トル以上5,000平 方メートル未満の もの	366,70 0円	
			当該部分の床面積 の合計が5,000平 方メートル以上 10,000平方メー トル未満のもの	531,00 0円			当該非住宅部分の 床面積の合計が 5,000平方メー トル以上10,000平 方メートル未満の もの	453,00 0円	

73/77

改正後					改正前				
			当該部分の床面積 の合計が10,000平 方メートルのもの	627,00 0円			の		
			削除	削除			当該非住宅部分の 床面積の合計が 10,000平方メー トル以上25,000平方 メートル未満の もの	535,00 0円	
							当該非住宅部分の 床面積の合計が 25,000平方メー トル以上のもの	610,00 0円	

備考

1 基準省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべき消費性能を有することが確かめられた場合における適合性判定手数料等（建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更~~に該当している~~ことを証する書面の交付申請手数料をいう。以下同じ。）の額は、標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。

2 基準省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべき消費性能を有することが確かめられ、かつ、基準省令第10条第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の

備考

1 省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべき消費性能を有することが確かめられた場合における適合性判定手数料等（建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更~~に該当している~~ことを証する書面の交付申請手数料をいう。以下同じ。）~~又は建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料~~の額は、標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。

2 省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべき消費性能を有することが確かめられ、かつ、省令第10条第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のため

74/77

改正後	改正前
<p>促進のために誘導すべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における向上計画認定申請手数料等（建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料をいう。以下同じ。）の額は、標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。</p> <p>3 適合性判定手数料等について、複合建築物（非住宅部分及び住宅部分を含む建築物をいう。）の共用部分は、居住者以外の者のみが利用する部分の床面積の合計が居住者のみが利用する部分の床面積の合計より大きくなる場合は、非住宅部分とみなす。</p> <p>4 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成28年政令第8号）第3条に規定する内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であって、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が20分の1以上であるものに該当する部分を有する建築物の場合の適合性判定手数料等の額は、当該部分を含む<u>建築物</u>の部分の床面積の合計により算定した額とする。</p> <p>5 非住宅部分の一部に工場等の用途を含む1の建築物の場合の適合性判定手数料等の額は、1以外の非住宅部分により算出した額とする。</p> <p>6 増築又は改築の場合の適合性判定手数料等の額は、当該増築又は改築に係る部分の床面積に応じて算出した額とする。</p> <p>7 建築物省エネ法第29条第3項に規定する申請建築物（以下「申請建築物」という。）に自他供給型熱源機器等（同項に規定する自他供給型熱源機器等をいう。）を設ける場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、申請建築物における</p>	<p>に誘導すべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における向上計画認定申請手数料等（建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料をいう。以下同じ。）の額は、標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。</p> <p>3 適合性判定手数料等について、複合建築物（非住宅部分及び住宅部分を含む建築物をいう。）の共用部分は、居住者以外の者のみが利用する部分の床面積の合計が居住者のみが利用する部分の床面積の合計より大きくなる場合は、非住宅部分とみなす。</p> <p>4 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成28年政令第8号）第4条第1項に規定する内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であって、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が20分の1以上であるものに該当する部分を有する建築物の場合の適合性判定手数料等の額は、当該部分を含む<u>非住宅</u>部分の床面積の合計により算定した額とする。</p> <p>5 非住宅部分の一部に工場等の用途を含む1の建築物の場合の適合性判定手数料等の額は、1以外の非住宅部分により算出した額とする。</p> <p>6 <u>特定建築行為（建築物省エネ法第11条第1項に規定する特定建築行為をいう。）に該当する増築又は改築（建築物省エネ法附則第3条第1項の規定が適用される特定増築を除く。）</u>の場合の適合性判定手数料等の額は、当該増築又は改築に係る部分の床面積に応じて算出した額とする。</p> <p>7 建築物省エネ法第34条第3項に規定する申請建築物（以下「申請建築物」という。）に自他供給型熱源機器等（同項に規定する自他供給型熱源機器等をいう。）を設ける場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、申請建築物における1の建</p>

75/77

改正後	改正前
<p>1の建築物の手数料の額及び他の建築物（同項に規定する他の建築物をいう。以下同じ。）における1の建築物の手数料の額を合算した額とする。</p> <p>8 建築物省エネ法第31条第1項に規定する認定建築主が認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第25条に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更を除く。）を行う場合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、変更のある1の建築物の手数料の額を合算した額とする。ただし、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた計画に、新たに他の建築物を加える場合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、<u>第4の項</u>に掲げる手数料の額と同額とする。</p> <p>9 他の建築物について、建築物省エネ法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた場合の建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額は、<u>第2の項1</u>に掲げる手数料の額と同額とする。ただし、エネルギー消費性能の評価方法は、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定と同じ場合に限る。</p> <p>10 他の建築物について、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた場合の計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額は、<u>第3の項1</u>に掲げる手数料の額と同額とする。ただし、エネルギー消費性能の評価方法は、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定と同じ場合に限る。</p> <p>11 <u>適合性判定手数料等（仕様基準又は誘導仕様基準以外による場合に限る。）又は向上計画認定申請手数料等（誘導仕様基準以外による場合に限る。）について、一戸建て住宅以外の住宅の申請の場合の手数料の額は、住戸部分と共用部分の床面積の合計によ</u></p>	<p>建築物の手数料の額及び他の建築物（同項に規定する他の建築物をいう。以下同じ。）における1の建築物の手数料の額を合算した額とする。</p> <p>8 建築物省エネ法第36条第1項に規定する認定建築主が認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第26条に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更を除く。）を行う場合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、変更のある1の建築物の手数料の額を合算した額とする。ただし、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた計画に、新たに他の建築物を加える場合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、<u>第3の部</u>に掲げる手数料の額と同額とする。</p> <p>9 他の建築物について、建築物省エネ法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた場合の建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額は、<u>第1の部1の款</u>に掲げる手数料の額と同額とする。ただし、エネルギー消費性能の評価方法は、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定と同じ場合に限る。</p> <p>10 他の建築物について、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた場合の計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額は、<u>第2の部1の款</u>に掲げる手数料の額と同額とする。ただし、エネルギー消費性能の評価方法は、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定と同じ場合に限る。</p> <p>11 <u>建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請（誘導仕様基準以外による場合に限る。）又は建築物エネルギー消費性能基準に適合して</u></p>

76/77

改正後	改正前
<p><u>り算出した額とする。ただし、共用部分が存在しない場合又は共用部分を除く場合は、当該共用部分の床面積は加算しない。</u></p>	<p><u>いる旨の認定の申請（性能基準又はフロア入力法による場合に係るものに限る。）において共同住宅の共用部分を除く場合の手数料の額は、これらの認定の申請に係る床面積から当該共同住宅の共用部分の床面積を除いた床面積により算出した額とする。</u></p>
<p>12 <u>適合性判定手数料等（仕様基準又は誘導仕様基準による場合に限る。）又は向上計画認定申請手数料等（誘導仕様基準による場合に限る。）について、一戸建て住宅以外の住宅の手数料の額は、当該認定の申請に係る床面積から共用部分の床面積を除いた床面積により算出した額とする。</u></p>	<p>12 <u>共同住宅の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請（誘導仕様基準による場合に係るものに限る。）を行う場合又は共同住宅の建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請（仕様基準又は誘導仕様基準による場合に係るものに限る。）を行う場合</u>の手数料の額は、当該認定の申請に係る床面積から<u>当該共同住宅の</u>共用部分の床面積を除いた床面積により算出した額とする。</p>
<p>13 <u>適合性判定手数料等又は向上計画認定申請手数料等について、住戸の数が1である複合建築物の住宅部分の手数料の額は、第2の項1の(1)若しくは2の(1)、第3の項1の(1)若しくは2の(1)、第4の項1の(1)若しくは2の(1)、第5の項1の(1)若しくは2の(1)又は第6の項1の(1)若しくは2の(1)に掲げる額とする。</u></p>	<p><u>新設</u></p>
<p>14 <u>複合建築物の非住宅部分の用途が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令第4条に規定する用途である場合における当該非住宅部分の建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることの証明手数料の額は、第2の項2の(2)のロ、第3の項2の(2)のロ又は第6の項2の(2)のロに掲げる工場等のみの場合とみなして算出した額とする。</u></p>	<p><u>新設</u></p>

改正建築物省エネ法・建築基準法の 3年目施行について

令和6年7月9日
国土交通省 住宅局建築指導課
参事官（建築企画担当） 付

1. 3年目施行の全体像
2. 各論
 - (1) 建築確認の見直し
 - (2) 構造関係規定の見直し
 - (3) 省エネ性能の仕様基準等

1. 3年目施行の全体像

2. 各論

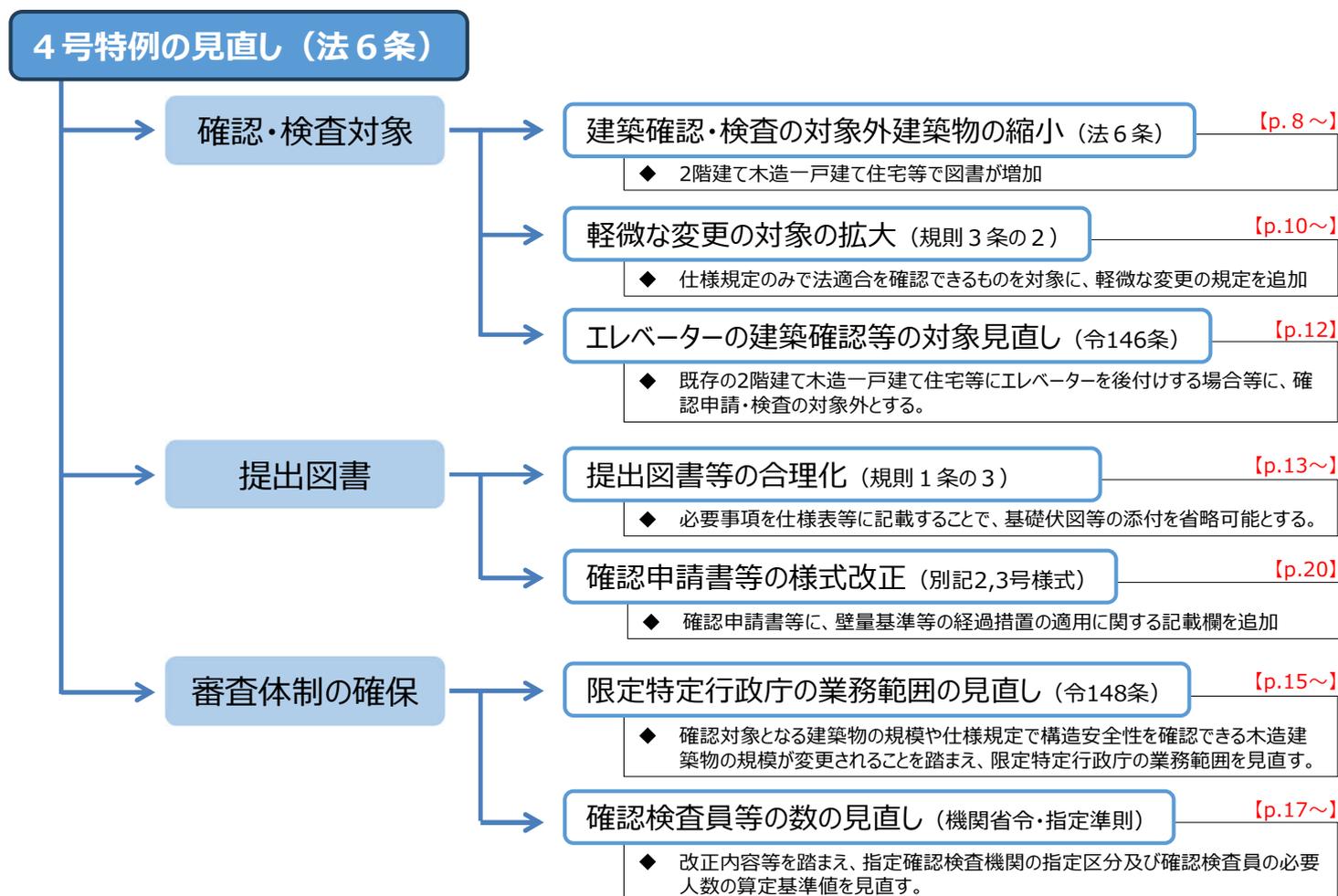
(1) 建築確認の見直し

(2) 構造関係規定の見直し

(3) 省エネ性能の仕様基準等

2

改正法3年目施行の全体像①(建築確認の見直し)



3

小規模木造建築物に係る基準の見直し (法20条)

壁量基準の見直し (令46条) [p.29~]

- ◆ 建築物の荷重の実態に応じた必要壁量の算定方法へ見直し
 - ◆ 存在壁量として、耐力壁に加え準耐力壁等を考慮可能化
 - ◆ 高耐力壁を使用可能化
 - ◆ 構造計算による安全性確認の合理化 (壁量計算は不要)
- (昭和56年告示1100号)

このほか、
 ・階高が3.2mを超える場合の接合部の取扱いを整理 (平成12年告示1460号)
 ・鉛直方向壁量充足率を位置付け (昭和62年告示1899号)

筋かいの対象拡大 (令45条) [p.38]

- ◆ 木材・鉄筋以外の材料や、K型・多段筋かいなど、筋かいの対象を拡大 (当面の間は大臣認定が必要)

柱の小径の基準の見直し (令43条) [p.39~]

- ◆ 現行のいわゆる「軽い屋根」「重い屋根」等の区分をなくし、建築物の荷重の実態に応じた柱の小径の算定方法へ見直し (平成12年告示1349号)

基礎の基準の見直し [p.47]

- ◆ 無筋コンクリート基礎を廃止し、地盤の種別に関わらず、鉄筋コンクリートの基礎を用いることとする。 (平成12年告示1347号)

※ 枠組壁工法 (平成13年告示1540号) ・伝統的構法等 (平成28年告示690号・691号) ・学校木造校舎 (令和6年告示445号) に関する基準も見直し

改正法3年目施行の全体像②(構造関係規定の見直し②)

階高の高い木造建築物等の
構造安全性の検証法の合理化 (法20条)

木造

簡易な構造計算の対象の木造建築物の規模見直し (法20条1項) [p.49~]

- ◆ 「高さ13m以下かつ軒高9m以下かつ延べ面積500㎡超」
 → 「・階数3：高さ16m以下、
 ・階数2以下：高さ16m以下かつ延べ面積300㎡超」

非木造

簡易な構造計算の対象範囲の拡大 [p.52]

- ◆ 現行では高度な構造計算 (ルート2) を要する高さ13m超16m以下等の鉄骨造・アルミニウム合金造の建築物を対象に、簡易な構造計算 (ルート1-3) を創設 (平成19年告示593号・平成14年告示410号)

鋼材のボルト接合の適用範囲の拡大 [p.52]

- ◆ 高さ16m以下等の鉄骨造の建築物について、鋼材のボルト接合の適用範囲を拡大 (令和6年告示955号)

体制

二級建築士等の業務独占範囲の見直し (建築士法3条) [p.53]

- ◆ 簡易な構造計算の対象となる木造建築物の見直しに伴い、二級建築士等の業務範囲について、見直し後の構造計算の区分と整合
 「高さ13m以下かつ軒高9m以下」
 → 「階数3 (木造建築士は2) 以下かつ高さ16m以下」

省エネ基準適合義務化

※以下、条文番号については建築物省エネ法令を指す

義務対象

省エネ基準への適合義務化 (法10条、令3条)

[p.59]

- ◆ 新築・増改築を行うすべての住宅・建築物に省エネ基準への適合を義務化
- ◆ 増改築の場合の省エネ基準適合が必要な部分について、増改築を行う部分へと見直し。
- ◆ 適合義務の対象外となる最小面積を10㎡に設定。

省エネ適判対象

新3号建築物を除き省エネ適判を原則化 (法11条、規則2条)

[p.61]

- ◆ ①仕様基準・誘導仕様基準に適合させる住宅、②住宅性能評価を受けた住宅、③長期優良住宅認定又は長期使用構造等の確認を受けた住宅、については省エネ適判以外の方法で省エネ基準適合を確認。

提出図書

提出書類の合理化

- ◆ 住宅性能評価・長期使用構造等の確認と、省エネ適判を同一機関に対して申請する場合に、省エネ適判申請に係る書類のうち計画書の一部と添付図書を省略。

計画書等の様式見直し

審査体制

省エネ適判員の要件拡充 (規則40、56条等)

- ◆ 二級建築士、木造建築士の資格に対応した省エネ適判員区分を創設
- ◆ 住宅性能評価員を省エネ適判員講習不要で省エネ適判員(住宅のみ)とすることを可能に。